

東予地方局業務継続計画 (東予地方局版 B C P)

令和 3 年 3 月改定
東予地方局

東予地方局業務継続計画（東予地方局版BCP）

目 次

第1部	業務継続計画の策定趣旨及び基本方針	1
1.1	業務継続計画の策定趣旨	1
1.2	業務継続計画の改定趣旨	1
1.3	業務継続の基本方針	1
1.4	業務継続計画の対象	2
1.4.1	組織の範囲	
1.4.2	非常時優先業務の範囲	
1.5	地域防災計画との関係	3
第2部	想定する危機事象及び被害想定	4
2.1	本計画が想定する対象危機事象の選定	4
2.2	愛媛県地震被害想定調査の概要	4
2.2.1	南海トラフ巨大地震の被害想定【東予地方局管内】	
2.3	庁舎等の被害想定	6
2.4	発災前の想定	7
2.4.1	南海トラフ地震臨時情報	
2.4.2	風水害タイムライン	
第3部	非常時優先業務の概要	9
3.1	非常時優先業務の選定基準	9
3.2	非常時優先業務の実施（再開）時期の考え方	9
3.3	非常時優先業務の選定概要	11
3.3.1	非常時優先業務の選定結果	
3.3.2	発災時間経過ごとの非常時優先業務の概要	
第4部	業務継続のための執行体制の確保	14
4.1	災害対策本部東予地方本部の設置	14
4.1.1	東予地方本部の設置場所	
4.1.2	東予地方本部の活動スペース	
4.1.3	地方司令部の対応	
4.1.4	職員の配備体制	
4.1.5	東予地方本部会議の開催	
4.2	職員の確保	19
4.2.1	職員の参集体制	
4.2.2	職員の参集可能人数	
4.2.3	発災時の対応手順	

4.2.4	職員の応援体制	
4.2.5	職員の勤務体制	
4.2.6	職員のメンタルヘルスケア	
4.2.7	その他	
4.3	安否確認	30
4.3.1	安否確認の方法	
4.3.2	安否確認の実施手順等	
4.4	指揮命令系統の確立	32
4.4.1	決裁者不在時の代決者	
4.4.2	職務の代行	
4.4.3	発災時の対応手順	
4.5	市町災害対策本部への連絡員の派遣	33
4.6	広域応援受入体制の確保	33
4.7	民間事業者等との連携	33
4.8	業務執行体制確保の発災時の対応	33
第5部	業務継続のための執務環境の確保	35
5.1	対象施設	35
5.2	庁舎（執務室）	35
5.2.1	現状	
5.2.2	課題及び対策	
5.2.3	発災時の対応手順	
5.2.4	各庁舎の代替施設	
5.2.5	その他	
5.3	電力	39
5.3.1	現状	
5.3.2	課題及び対策	
5.3.3	発災時の対応手順	
5.4	上下水道	42
5.4.1	現状	
5.4.2	課題及び対策	
5.4.3	発災時の対応手順	
5.5	執務室内	44
5.5.1	現状	
5.5.2	課題及び対策	
5.5.3	発災時の対応手順	
5.5.4	その他	
5.6	エレベータ・空調	46
5.6.1	現状	
5.6.2	課題及び対策	
5.6.3	発災時の対応手順	

5.6.4	その他	
5.7	飲料水・食料・物品等の備蓄等	48
5.7.1	現状	
5.7.2	課題及び対策	
5.7.3	発災時の対応手順	
5.7.4	その他	
5.8	情報システム	50
5.8.1	現状	
5.8.2	課題及び対策	
5.8.3	発災時の対応手順	
5.9	通信（電話・FAX・電子メール等）	55
5.9.1	現状	
5.9.2	課題及び対策	
5.9.3	その他	
5.10	来庁者への対応	58
5.11	業務資源確保の発災時の対応	60
第6部	発災前の防災対応	61
6.1	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	61
6.2	風水害に関する気象情報等の発表時の防災対応	62
第7部	事前に実施すべき主な対策の取組方針	63
第8部	計画の維持管理及び推進	65
8.1	訓練の実施	65
8.1.1	訓練の目的	
8.1.2	定期的な訓練の実施	
8.1.3	訓練の例示	
8.2	業務継続計画の推進	65
8.2.1	業務継続計画のマネジメント	
8.2.2	業務継続マネジメントの推進体制	
8.2.3	業務継続計画の実効性の確保	

(参考) 発災時の対応手順フロー図

第1部 業務継続計画の策定(改定)趣旨及び基本方針

1.1 業務継続計画の策定趣旨

県では、南海トラフ巨大地震や風水害などの大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を立ち上げ、組織の全力を挙げて災害対応に当たるとともに、県の業務が停止することにより県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要がある。

しかしながら、このような危機事象が発生した場合は、県自体も周辺地域と同様に被災し、業務実施に必要な不可欠となるヒト、モノ、情報やライフライン等の人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難となる恐れがある。

このような状況下においても、県の機能を維持し、県民の生命・身体・財産を保護するという県の責務を果たすため、最優先されるべき災害応急対策業務及び優先すべき通常業務などを非常時優先業務として特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分等の措置を事前に講じ、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう平成24年3月に東予地方局業務継続計画(東予地方局版BCP)を策定した。

1.2 業務継続計画の改定趣旨

<1次改定>

東日本大震災から得られた教訓、愛媛県地震被害想定を受け、より厳しい想定のもと県災害対策本部東予地方本部を中心として非常時優先業務を継続して実施できるように平成28年3月に改定。

<今回改定>

西日本豪雨災害(H30.7)の検証結果及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更(R元.5)を踏まえ、発災前の対応について検討し、必要に応じて追加・修正する。また、西日本豪雨災害の経験を踏まえた見直しも行う。

1.3 業務継続の基本方針

東予地方局は、大規模災害等発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

<基本方針1>

県民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するとともに、行政機能の低下に伴う、県民生活や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

＜基本方針2＞

非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、地方局内で横断的に調整する。

＜基本方針3＞

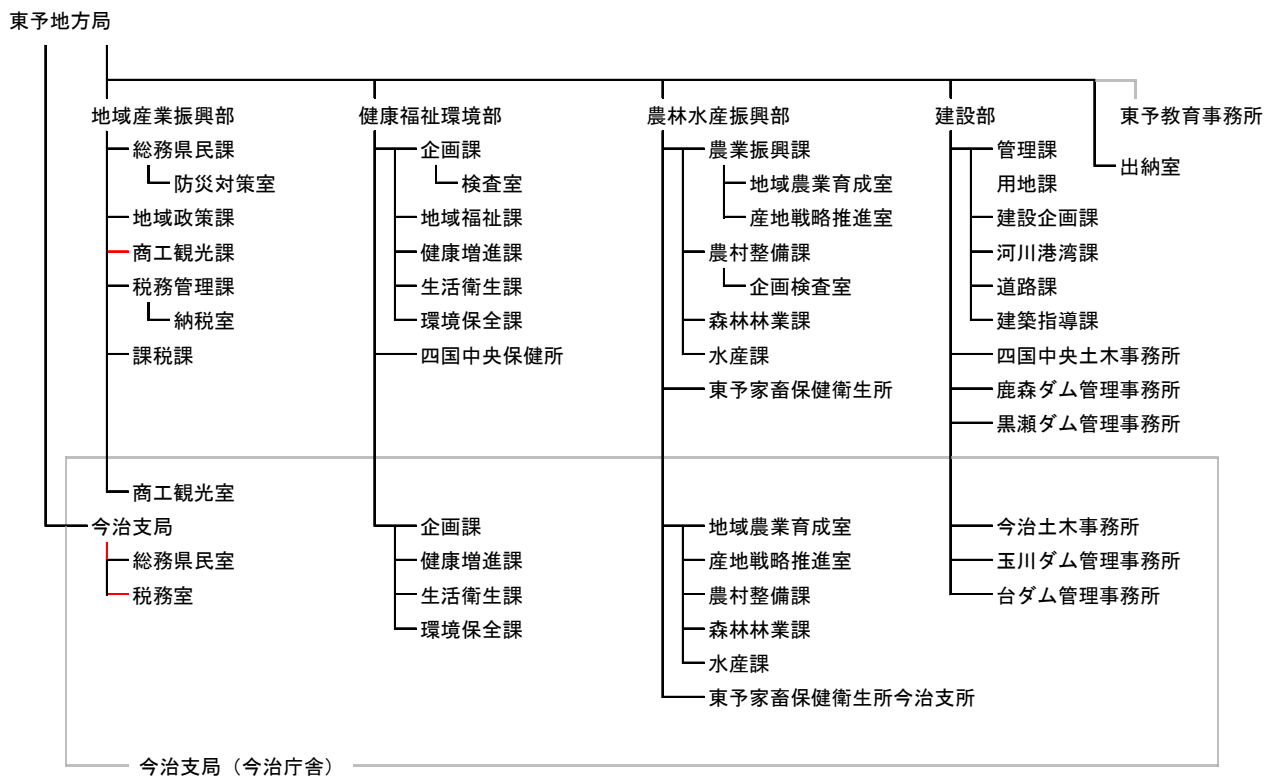
非常時優先業務以外の通常業務は、縮小・中断する。その後、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

1.4 業務継続計画の対象

1.4.1 組織の範囲

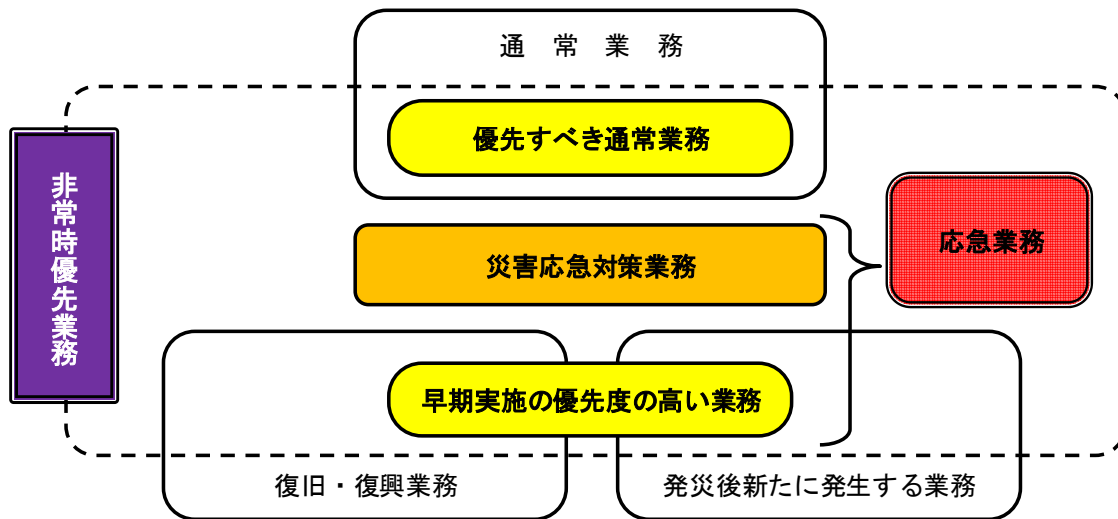
本計画は、東予地方局に属する部・室（地域産業振興部、健康福祉環境部、農林水産振興部、建設部、出納室）及び東予教育事務所を対象とする。

東予地方局組織図



1.4.2 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、発災前及び発災後直ちに実施すべき「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」や「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務（以下「応急業務」という。）に加え、「通常業務」のうち「優先すべき通常業務」をいう。



1.5 地域防災計画との関係

地域防災計画は、県や市町等防災機関が連携して実施すべき、予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画であり、一方、業務継続計画は、災害時に、県自体が被災し、県の業務資源が制約を受けた場合に、県が実施すべき地域防災計画に定められている応急業務や優先すべき通常業務などの非常時優先業務の実効性を確保するための計画である。

<業務継続計画と地域防災計画の比較>

	業務継続計画（BCP）	地域防災計画
主 体	県	県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関
計画の内容	災害時に、県の業務資源が制約を受けた場合においても、非常時優先業務を適正に遂行できるよう、あらかじめ対策等を検討し、定めるもの	災害対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関が何をすべきかを定めるもの
対象業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後新たに発生する優先度の高い業務 ・ 優先すべき通常業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 優先度の高い復旧・復興業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 復旧・復興業務

第2部 想定する危機事象及び被害想定

2.1 本計画が想定する対象危機事象の選定

業務継続計画の策定にあたっては、平成25年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」において、本県に最も影響の大きい「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」を対象危機事象とする。

○愛媛県地震被害想定調査（最終報告）について（平成25年12月26日）

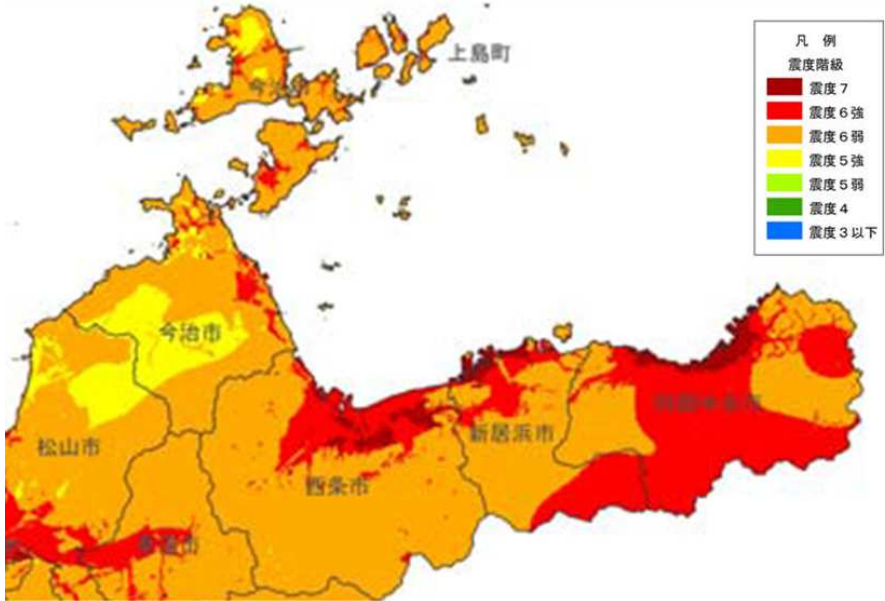
<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

○愛媛県地震被害想定調査（第一次報告）について（平成25年6月10日）

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

2.2 愛媛県地震被害想定調査の概要（平成25年12月発表）

2.2.1 南海トラフ巨大地震の被害想定【東予地方局管内】

項目	被害想定等
地震規模	マグニチュード9.0
予想震度	<p>【愛媛県全体の状況】 一部を除く県全域で震度6弱以上となり、低地を中心に震度6強以上となると想定される。特に、県内13市町の平野の一部で、震度7になる。</p> <p>【東予地方局管内の状況】 新居浜市、西条市及び四国中央市の一部の平野では震度7になると想定されており、今治市、上島町においても震度6強となる箇所がある。</p> 

項目	被害想定等				
液状化	海岸低地部及び埋立地、河川沿いの低地部など比較的地盤の弱い地域を中心に管内の広い範囲で危険性が高い地域が分布しており、管内全ての市町に危険度が極めて高いとされる地域がある。				
土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所は、ほぼ管内全域に分布し、地震時には崩壊の危険性がある。				
津波	管内の各市町における最高津波水位は3.1～3.6メートルが想定され、西条市では浸水面積が3,360haと広く、津波による死者が県内で最も多い。				
建築物被害 (火災被害を除く)	全壊棟数(率)	61,884棟 (17.0%)	管内全域で甚大な被害となる。 ※管内の建築物棟数は、363,593棟		
	半壊棟数(率)	70,511棟 (19.4%)			
	計	132,395棟 (36.4%)			
火災被害	出火件数	223件	焼失棟数は松山市に次いで、新居浜市、西条市、四国中央市の順で多く発生する。(中心地に建物が密集しているため)		
	焼失棟数	43,466棟			
交通・輸送被害	緊急輸送路の被害は県内228箇所が発生する。管内の路線のうち最も被害が多いのは国道11号線である。また、四国中央市では震度の高い範囲が広いため、被害箇所が多い。鉄道施設の被害箇所数は管内242箇所が発生する。港湾施設の被害箇所数は管内332箇所が発生し、三島川之江港での被害が多い。				
電力被害 (直後)		直後	1日後	2日後	1週間後
	停電軒数	254,991軒	170,855軒	125,762軒	14,370軒
	停電率	90.3%	60.5%	44.6%	5.1%
上水道施設被害 (直後)		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	断水人口	426,786人	424,114人	400,074人	193,628人
	断水率	98.0%	97.4%	91.9%	44.5%
下水道施設被害 (直後)		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	支障人口	251,432人	206,332人	77,031人	5,594人
	支障率	79.7%	65.4%	24.4%	1.8%
都市ガス被害		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	支障戸数	13,637戸	13,318戸	11,405戸	4,660戸
	支障率	81.7%	79.7%	68.3%	27.9%
LPガス被害		容器転倒	ガス漏洩		
	機能支障戸数	5,577戸	3,934戸		
	機能支障率	3.6%	2.6%		
固定電話		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	不通回線数	310,674回線	283,474回線	62,243回線	35,408回線
	不通回線率	89.2%	81.4%	17.9%	10.2%
携帯電話	全域で不通になる可能性が高い。				
人的被害	死亡	7,322人			
	重症	5,689人			
	中軽症	14,828人			
	計	27,839人			
全避難者数	1日後	184,438人			
	1週間後	204,734人			
	1ヶ月後	267,507人			

2.3 庁舎等の被害想定

南海トラフ巨大地震の発生に伴う業務を継続していく上で必要な業務資源の被害を次のとおり想定する。

業務資源名	被害想定
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 西条庁舎、西条第二庁舎及び四国中央庁舎は継続して使用可能であるが、今治庁舎については、被災により継続使用困難（ただし、西条庁舎は津波による浸水被害の可能性がある）
電力	<ul style="list-style-type: none"> 発災後 24 時間は外部からの電源供給はない
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> 発災後 1 ヶ月程度は外部からの給水がない 発災後 1 週間程度は下水道が使用できない
ガス	<ul style="list-style-type: none"> 業務への影響なし
執務室	<ul style="list-style-type: none"> ロッカー、キャビネットの転倒、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱が発生 一部の執務室では津波の浸水被害により、電気機器類が使用できなくなる
エレベータ・空調	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後、西条庁舎の中央エレベータ 2 基は 1 階へ、北側エレベータは最寄りの階に着床 西条第二庁舎のエレベータは最寄りの階へ着床する 停電時、全ての庁舎の空調（冷暖房）は利用不可
職員	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外に発災した場合は、本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の途絶等により登庁できない職員が出る 勤務時間中に発災した場合は、負傷者や帰宅困難者が出る可能性がある
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後は情報システムが使用できない 情報システムの使用は復電半日程度後から順次使用可能となる
通信（電話・FAX・電子メール）	<ul style="list-style-type: none"> 一般電話は、発災後 1 週間程度は輻輳によりつながりにくい 庁内 LAN が復旧するまで電子メールによる通信はできない

※情報システムとは、庁内 LAN 等情報システム（愛媛情報スーパーハイウェイ、インターネット機能を含む庁内 LAN システム及び大型電子計算機で構成する情報通信基盤）及び各個別システム（道路管理情報システム等の庁内 LAN システムと連携して稼動又はその他ネットワーク上等で稼動するシステム）をいう。

2.4 発災前の想定

2.4.1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフの想定震源域で M6.8 以上の地震が発生する等、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。

具体的には、気象庁が南海トラフ沿いで観測された異常な現象が南海トラフ大規模地震と関連するか調査を開始した場合、観測後 5～30 分後に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、調査終了後、現象の規模等に応じ、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかの臨時情報を発表し、その後の状況の推移等は「南海トラフ地震関連解説情報」で発表する。

本計画においては、本県でほとんど被害が発生していない状況において南海トラフ地震臨時情報が発表された場合を想定し、その情報を適切に活用して被害軽減につなげるために実施する災害応急対策を対象とする。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード 6.8 以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0 以上の地震^{*3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）（一部割れケース） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び同（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>[すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある]</p>

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲を指す。
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2.4.2 風水害タイムライン

①愛媛県版タイムラインの概要（R2.3 とりまとめ）

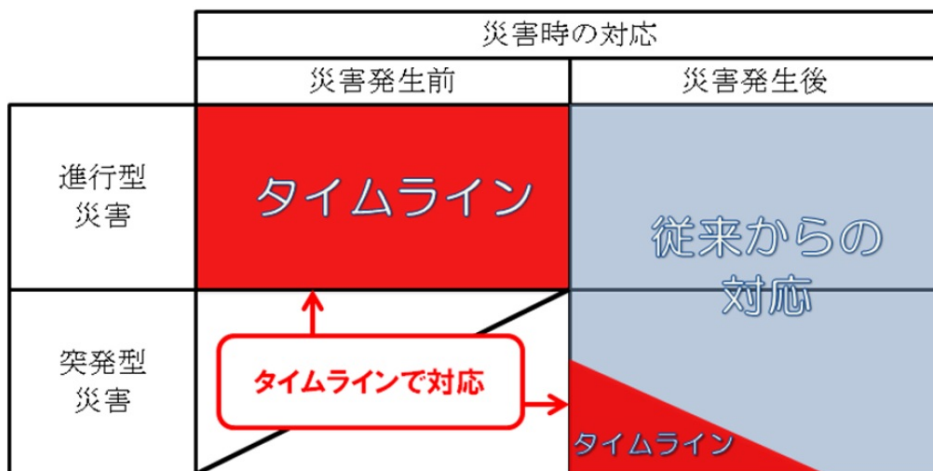
(ア) 想定災害

- 台風（大雨、洪水、暴風、高潮、土砂災害）

(イ) 時間軸

- 大雨の「ピーク時」の開始時刻を±0 hr（ゼロ・アワー）として、その後概ね3日間（±72hr）
- 台風が「愛媛県へ最接近或いは上陸する見込み」の開始時刻を±0 hr（ゼロ・アワー）として、その後概ね3日間（±72hr）

②タイムラインの位置づけ



③タイムライン導入による効果

- 災害時、実務担当者は「先を見越した早め早めの行動」ができる。また、意思決定者は「不測の事態の対応に専念」できる。
- 「防災関係機関の責任の明確化」、「防災行動の抜け、漏れ、落ちの防止」が図られる。
- 防災関係機関間で「顔の見える関係」を構築できる。
- 「災害対応のふりかえり（検証）、改善」を容易に行うことができる。

出展：国土交通省（水災害に関する防災・減災対策本部防災行動計画ワーキング・グループ）「タイムライン（防災行動 計画）策定・活用指針」より抜粋

第3部 非常時優先業務の概要

3.1 非常時優先業務の選定基準

- (1) 南海トラフ巨大地震発生後に東予地方局が実施しなければならない応急業務に加え、発災時においても優先すべき通常業務を非常時優先業務として選定した。
- (2) 業務選定方法は、東予地方局全体の業務の中から、地震発生からの経過時間ごとに業務の中断や業務開始の遅延が県民の生命・身体・財産の保護等に及ぼす影響度の評価を行い、発災後4週間以内に着手する必要がある、かつ目標状況に到達しない場合に社会的影響が発生（※1）する業務を非常時優先業務とした。

※1 社会的影響が発生するとは

県民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響が発生し、社会的な批判が一部生じる状態

3.2 非常時優先業務の実施（再開）時期の考え方

- (1) 選定した非常時優先業務について、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災前から発災後、業務ごとに業務実施（再開）時期を時系列で大きく6つのフェーズ（発災前、初動期Ⅰ～復旧期）に区分し、復旧までの事業執行の進行管理の目安とする。

フェーズ0：発災前（風水害（3日）～南海トラフ地震（7日））

フェーズ1：発災後3時間以内（初動期Ⅰ）

フェーズ2：発災後24時間以内（初動期Ⅱ）

フェーズ3：発災後3日以内（応急期）

フェーズ4：発災後1週間以内（支援期）

フェーズ5：発災後4週間以内（復旧期）

- (2) 災害時の業務には、「応急業務」と「優先すべき通常業務」がある。

○応急業務とは

県民の生命・身体・財産を守るため、発災前及び発災直後から対応が求められる業務及び災害後の復旧・復興的な業務など

例) 救援・救助、情報収集・発信、施設応急対策、物資の緊急確保・輸送、廃棄物処理の応急対応、被災者生活再建支援など

○優先すべき通常業務とは

通常行っている業務の中で、発災後、速やかな開始が求められる県民の安全確保に直結する業務のほか、中断により、県民生活や県経済への重大な支障、他の県や国等の業務に重大な影響、県の信用が大きく失墜または本来業務に重大な支障などを伴う業務

例) 保健医療、生活資金の供給、廃棄物の処理など

3.3 非常時優先業務の選定概要

3.3.1 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の選定については、地方局内各部室所において再選定した結果、207業務（応急業務 157 業務、優先すべき通常業務 50 業務）を非常時優先業務として選定した。

非常時優先業務数

部 室 所 名	応急業務	通常業務	計
地 域 産 業 振 興 部	22	18	40
健 康 福 祉 環 境 部	27	8	35
農 林 水 産 振 興 部	36	11	47
建 設 部	60	8	68
出 納 室	1	2	3
東 予 教 育 事 務 所	11	3	14
合 計	157	50	207

3.3.2 発災時間経過ごとの非常時優先業務の概要

選定した非常時優先業務について、地震発生からフェーズごとに各部室所別一覧表に整理したものは次表のとおりである。

- ・ 応急業務（東予地方本部体制における全庁体制で実施）
- ・ 優先すべき通常業務（各部室所で実施）

次表は、東予地方本部が発災後に実施しなければならない主となる業務を示すとともに、各部室所共通及び各部室所の主な非常時優先業務を実施（再開）時期別に整理したものである。

県では、発災直後、執務室の片付けやこれら非常時優先業務を実施しなければならないが、勤務時間外に発災した場合は、30分程度後から順次登庁してくる職員がこれらの業務に着手することとなる。

業務実施（再開）時期別の主な非常時優先業務一覧

目標時間	フェーズ0（発災前）	フェーズ1（発災直後～3時間以内）	フェーズ2（24時間以内）
業務数	応急業務 : 10 優先すべき通常業務 : 5	応急業務 : 104 優先すべき通常業務 : 21	応急業務 : 23 優先すべき通常業務 : 11
地方司令部	●東予地方本部設置 ●指揮命令系統の確保	●第1回東予地方本部会議の開催 (発災後2時間以内に実施、以降、随時開催) ●災害情報システムの機能確保 ●被害情報収集開始	●広域物資拠点の設営・管理
共通業務	○幹部職員の秘書業務（指揮命令系統の確保）	●所属職員の安否確認 ●執務室等の被害状況調査・復旧	●交代要員の確保・配備
地域産業振興部		●庁舎内の応急対策業務 ●電気設備点検・復旧、非常用発電機の運用 ●庁舎内の被害状況の取りまとめ ●愛媛情報スーパーハイウェイ管理業務 ●庁内LAN管理・運営業務 ○県税オンラインシステムの管理 ●電話・通信設備の点検・復旧 ●給排水・放送・空調設備の点検・復旧 ○納税証明発行、県税収納	●庁舎内敷地の車両駐車規制 ○文書収発、公印管守 ○職員の健康管理 ○自然公園等の管理業務 ○一般県民相談 ●中小企業に対する災害金融支援
健康福祉環境部	●災害・健康被害情報の収集伝達 ●災害時要援護者の被災状況調査 ●社会福祉施設等の被害状況調査 ●難病患者被災状況調査	●医療救護活動関係業務 ●逸走した危険動物の捕獲 ●廃棄物処理施設の被害状況調査 ●市町水道施設の被害状況調査 ○精神障がい者等の病状調査及び対応 ●救急用医薬品等の確保等 ●毒物劇物関係対策 ○食中毒等発生対応業務	●火葬場の被害調査 ●仮設トイレの確保 ●災害甲慰金・災害援護資金業務 ●特定事業場の被害調査、災害土砂の受入 ○生活保護業務
農林水産振興部	●農業用ダムの事前放流 ●土砂・ガレキ撤去の広域調整	●農地・農業用施設等の被害状況調査 ●農林水産関係施設の被害状況調査 ●漁港施設、海岸堤防の被害調査 ●家畜・畜産物等の被害状況調査 ○家畜の病性鑑定に関する業務 ●林産物・林道の被害状況調査 ●家畜飼料・畜産物の斡旋 ●治山施設・造林地の被害状況調査 ●農作物等の被害状況調査	
建設部	●公用車の確保 ●水門閉鎖等による津波対策 ●土砂・ガレキ撤去の広域調整	●県管理公共土木施設の被害状況調査 ●工事現場の被害状況調査 ●関係交通機関の被害状況調査 ●公営住宅の被害状況調査 ●県営住宅の災害応急対策 ●道路通行止めに関する業務 ●被災施設付近への立入防止措置 ●大規模災害時心援協定に基づく建設業協会への対応指示 ●ダム施設等の被害状況調査 ●電気・通信・機械設備の復旧（ダム）	●緊急輸送路確保措置 ●非常災害時の土地利用に関する事務
出納室			
東予教育事務所		●文教施設の被害状況調査 ●教職員の確保 ●児童生徒の保健衛生対策 ●文化財の被害状況調査	●給食施設の被害状況調査 ●学校給食の再開状況確認 ●被災生徒等への支援対策 ○電話教育相談窓口の設置
その他	●各種支払業務など支払日や実施日が決まっているものについては、発災時期によって非常時優先業務となるものがある。		

●応急業務 ○優先すべき通常業務

フェーズ3 (3日以内)	フェーズ4 (1週間以内)	フェーズ5 (4週間以内)
応急業務 : 14 優先すべき通常業務 : 9	応急業務 : 6 優先すべき通常業務 : 3	応急業務 : 0 優先すべき通常業務 : 1

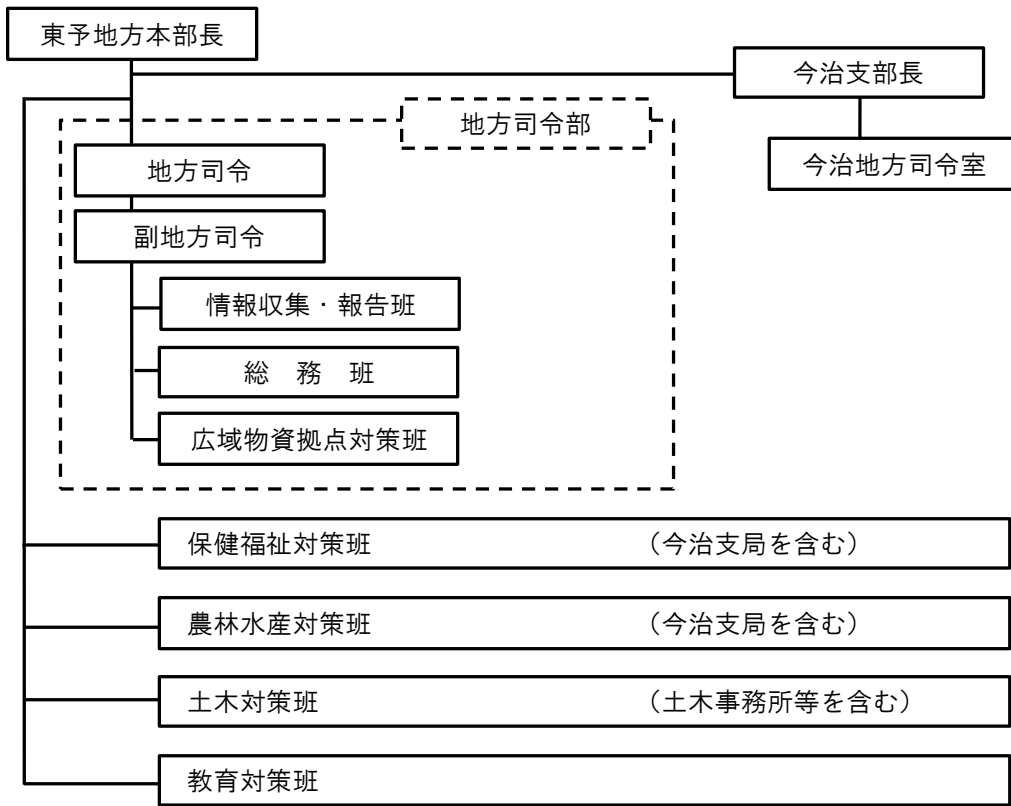
<ul style="list-style-type: none"> ●緊急援護備蓄物資の供給 ○個別的労使紛争に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●県税の減免措置、徴収猶予 ●県税の申告、納付期限の延長
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅精神障がい者被災状況調査 ●食品衛生確保 ●災害救護ボランティア活動支援 ○母子寡婦福祉資金の貸付 ○感染症法に基づく事務 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害遺児福祉手当業務
<ul style="list-style-type: none"> ●農業団体への応援協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業者の災害金融に関する業務 ●農作物等の災害技術対策指導
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の公営住宅の供給・指導 ○大規模災害時応援協定に基づく工事請負契約 ●公営住宅への一時入居に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の災害復旧技術指導
<ul style="list-style-type: none"> ○財務会計オンラインシステムの運用管理 ○災害復旧工事の入札執行 	
<ul style="list-style-type: none"> ●教職員の動員、派遣要請 	

第4部 業務継続のための執行体制の確保

4.1 災害対策本部東予地方本部の設置

県内で震度7程度の揺れが想定される「南海トラフ巨大地震」が発生した場合は、災害対策を総合的かつ迅速に行うため、直ちに東予地方局長を本部長とした「災害対策本部東予地方本部」（以下「東予地方本部」という。）を設置し、地方局の組織を挙げて災害応急対策を実施する。

東予地方本部組織図



東予地方本部の職員

東予地方本部の役職名		職名
東予地方本部長		東予地方局長
地方司令部	地方司令	地域産業振興部長
	副地方司令	総務県民課長
	情報収集・報告班長	防災対策室長
	情報収集・報告班副班長	地域政策課主幹
	総務班長	地域政策課長
	総務班副班長	総務県民課課長補佐
	広域物資拠点对策班長	税務管理課長
	広域物資拠点对策班副班長	課税課長

東予地方本部の役職名		職名
対策班	保健福祉対策班長	健康福祉環境部長
	保健福祉対策班副班長	保健統括監（西条）
	農林水産対策班長	農林水産振興部長
	農林水産対策班副班長	農業振興課長
	土木対策班長	建設部長
	土木対策班副班長	管理課長
	教育対策班長	東予教育事務所長
	教育対策班副班長	総務課長
今治支部	今治支部長	今治支局長
	今治地方司令室長	今治支局総務県民室長
	今治地方司令室室長補佐	今治支局総務県民室主幹

4.1.1 東予地方本部の設置場所

東予地方本部は、東予地方局西条庁舎に設置する。

ただし、東予地方本部組織のうち、今治支部については今治庁舎に設置し、農林水産対策班については西条第二庁舎を拠点とする。

また、保健福祉対策班、農林水産対策班及び土木対策班は、西条庁舎、四国中央庁舎及び今治庁舎等にもそれぞれ組織の一部を設置する。

庁舎名	所在地	設置対策部・室・班
西条庁舎	西条市喜多川 796-1	地方司令部、保健福祉対策班 土木対策班、教育対策班
西条第二庁舎	西条市丹原町池田 1611	農林水産対策班
四国中央庁舎	四国中央市三島宮川 4-6-55	保健福祉対策班、農林水産対策班 土木対策班
今治庁舎	今治市旭町 1-4-9	今治地方司令室、保健福祉対策班 農林水産対策班、土木対策班

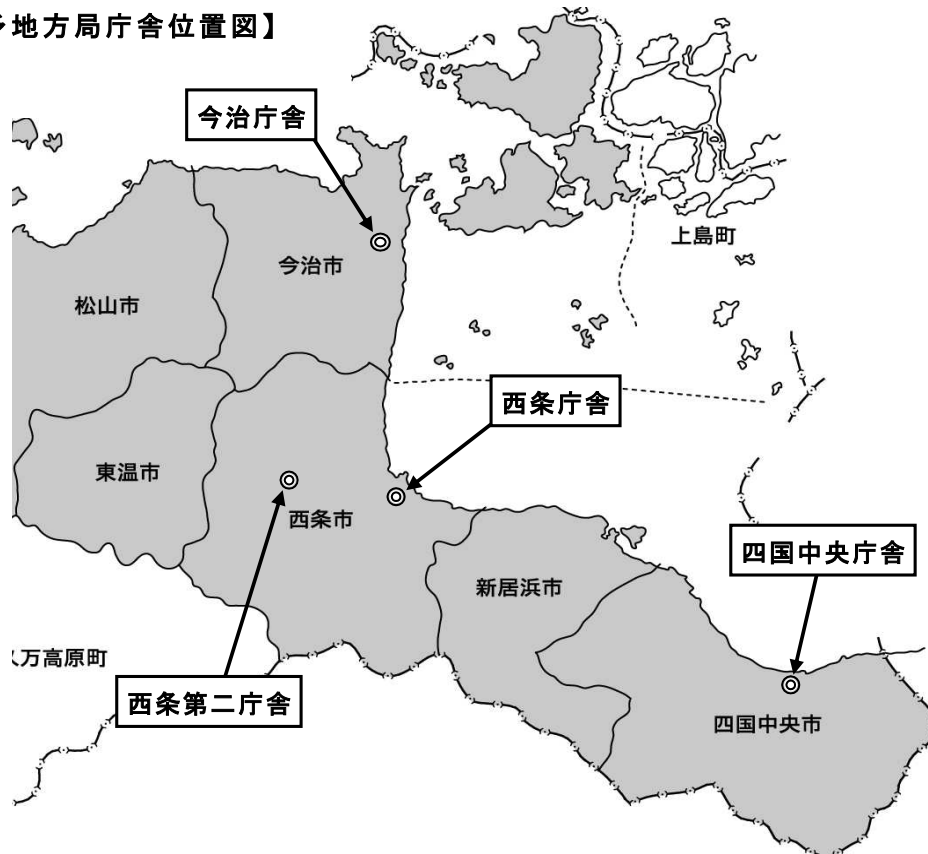
庁舎が被災した場合の代替施設

庁舎が被災し使用不能となった場合は、東予地方本部長が指定する施設において業務を継続する。

西条庁舎及び西条第二庁舎は、建築基準法の新耐震基準が適用された昭和56年6月以降の建築であり、揺れによる建物被害は少ないと考えられるが、西条庁舎は津波の浸水被害が想定され、西条第二庁舎でも万一の際を考慮して、それぞれを代替施設の第一候補とする。

なお、四国中央庁舎は紙産業技術センターを、今治庁舎は繊維産業技術センター、JAおちいまばり営農経済本部（乃万支店を含む）、越智今治森林組合、今治市総合福祉センター及び今治建設業協同組合を代替施設として選定済みである。（協定等締結済）

【東予地方局庁舎位置図】



4.1.2 東予地方本部の活動スペース

(1) 地方司令部の活動スペース

地方司令部のうち、総務班は西条庁舎4階の総務県民課で活動し、情報収集・報告班及び広域物資拠点对策班は同庁舎4階の防災対策室で活動する。

なお、防災関係機関から連絡員等が派遣される場合は、必要に応じて会議室等を確保するものとする。

(2) 各対策班の活動スペース

各対策班については、原則、それぞれの庁舎の執務室で所掌する非常時優先業務を実施することとなるが、非常用電源が確保されていない執務室においては、一般電源が復旧されるまでの間、情報収集、被害状況調査などの応急業務に必要な資源の確保が困難なため、次の執務室を代替執務室として業務を実施する。

なお、被災状況により庁舎内での活動スペースの確保が困難な場合は、必要に応じて庁舎周辺の県有施設なども視野に入れ、スペースの確保を検討する。

代替執務室

保健福祉対策班・・・西条庁舎	1階	地域福祉課 (津波の恐れがある場合は、中会議室へ)
農林水産対策班・・・西条第二庁舎	3階	農業振興課
土木対策班・・・・西条庁舎	3階	管理課
教育対策班・・・・西条庁舎	4階	総務県民課

4.1.3 地方司令部の対応

(1) 情報収集・報告班

情報収集・報告班職員は、発災後直ちに防災対策室に参集し、情報収集や応急対策等の業務に従事するとともに、地方司令部の活動が迅速かつ適確に行えるよう東予地方本部の設営や東予地方本部会議の開催準備などを行う。

なお、管内市町の被害状況、応急対策活動等の情報収集等を行う職員は、発災後、自身が担当する市町の災害対策本部へ赴き、当該市町の被災状況や応急対策活動等の情報を収集し、地方司令部へ報告する。

(2) 総務班

総務班職員は、発災後直ちに総務県民課に参集し、東予地方本部職員（家族を含む）の被災及び安否状況を確認のうえ、職員の参集状況を整理し東予地方本部長へ報告する。

また、庁舎の被災状況を速やかに調査のうえ、庁舎使用の可否について東予地方本部長の指示を受けるとともに、県民からの問い合わせへの対応準備を行う。

さらに、広域防災拠点（進出・活動拠点）の担当者については、県災害対策本部からの指示により、広域防災活動要領に沿って、広域防災拠点の開設準備に取り掛かる。

(3) 広域物資拠点对策班

広域物資拠点对策班職員のうち連絡調整担当職員は、発災後、直ちに防災対策室に参集、その他の職員は状況に応じて班長等に確認し、居住地等から広域物資拠点（新居浜市山根公園、アウトドアオアシス石鎚）へ直行することも視野にいれて広域物資拠点の開設準備を行い、県災害対策本部（食料物資対策グループ）及び地方司令部から物資の受入・保管・配送等の指示を受ける。

なお、開設準備にあたっては、広域防災活動要領に沿って行う。

4.1.4 職員の配備体制

南海トラフ巨大地震など震度6弱以上の地震が発生した際の配備体制は次のとおり。

役職	対応内容
地方局長 (本部長)	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに登庁 被害状況及び各対策班の応急対策実施状況等の報告を受け、防災対策全般を総括指示
地域産業振興部長 (地方司令)	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに登庁 地方局長の補佐。地方局長が不在の場合は代行
総務県民課長 (副地方司令)	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに登庁 地域産業振興部長の補佐。地方局長及び地域産業振興部長が不在の場合は代行
健康福祉環境部長 農林水産振興部長 建設部長 教育事務所長 (各対策班長)	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに登庁 各対策班の災害応急対策の総括指示、応急対策実施状況を本部長へ報告
今治支局長 (今治支部長)	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに登庁 支部管内市町の被害状況及び応急対策実施状況等の報告を受け、災害対策本部及び地方司令部へ報告
管理職	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに登庁 東予地方本部職員として従事すべき職員は、各部室所の掌握事務に関する防災対策を総括指示、各対策班長へ報告 その他の職員は、各部室所の優先すべき通常業務の指揮・監督に従事
一般職員	<ul style="list-style-type: none"> 全職員が登庁し、東予地方本部職員に指名されている職員は所定の場所で応急対策活動等に従事、その他の職員は自身の執務室において優先すべき通常業務に従事

4.1.5 東予地方本部会議の開催

南海トラフ巨大地震（県内で震度6弱以上）が発生した場合、東予地方局は直ちに東予地方本部を設置し、当面の応急対策活動等について協議するため、東予地方本部会議を開催する。

第1回目の東予地方本部会議は、対策本部設置後、原則として2時間以内に開催し、以後、被災状況及び応急対策活動の状況により、随時開催する。

＜東予地方本部会議の構成員＞

本部長、地方司令、副地方司令、情報収集・報告班長、総務班長、
広域物資拠点对策班長、各対策班長、各対策班副班長、
今治支部長、今治地方指令室長

4.2 職員の確保

被害想定

- ・勤務時間外に発災した場合は、本人及び家族の被害、家屋の全半壊、交通機関の途絶、津波による浸水等により登庁できない職員が出ると想定
- ・勤務時間中に発災した場合は、負傷者や帰宅困難者が出る可能性がある
と想定

4.2.1 職員の参集体制

県では、夜間や休日等の勤務時間外に大規模地震等が発生した場合の職員の動員体制の周知徹底を図るため、参集のための連絡方法等を明記した「危機発生時の職員行動基準」を全職員に配布、携帯させており、危機発生時、職員はこの基準に基づき参集し、非常時優先業務に従事することとしている。

また、愛媛県防災メール登録者については、携帯電話メールで地震発生を連絡する。なお、「危機発生時の職員行動基準」には「登庁に当たっての注意事項」として、次のとおり職員が留意すべき事項を定めている。

<登庁に当たっての注意事項>

- 服装・・・作業服など動きやすい服装、運動靴、帽子、手袋
- 携帯品・・・携帯電話、身分証明書、飲料水（水筒等）、食料、着替え、洗面具、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯
- 参集方法・・・自動車は原則使用しない

【大津波警報、津波警報が発表された場合の職員行動方針】

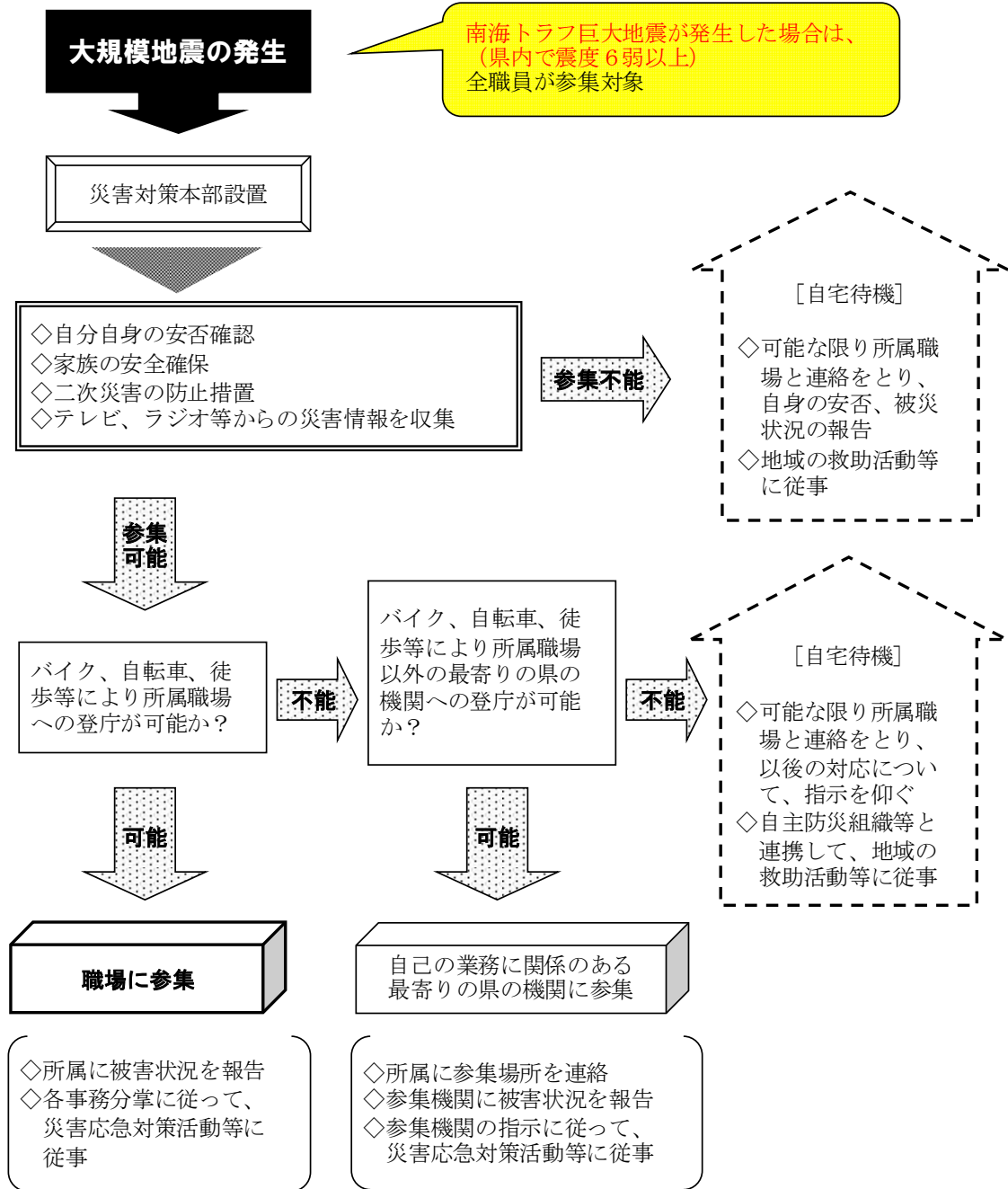
西条庁舎の1階は浸水が予想されており、勤務時間外の発災の場合は、参集途中に津波の危険に晒されるため、安全確保が前提となる。しかし、そのような状況でも非常時優先業務を行う必要があるため、西条庁舎に参集する職員は、次により行動する。なお、西条庁舎に限らず、参集経路に浸水想定地域がある職員も同様に行動する。

《 行 動 方 針 》

- 1 勤務時間外に大津波警報、津波警報が発令された場合
 - (1) 職員は、庁舎又は参集経路に浸水被害が想定される場合には、津波到達予想時刻等を参考に自身の安全を確保したうえで、参集が可能と判断した場合に限り、勤務先庁舎に登庁し、優先すべき災害応急業務等に従事する。
 - (2) 勤務先庁舎へ登庁できない職員は、「危機発生時の職員行動基準」又は上司の指示に従い行動し、津波が沈静化するまで登庁しない。
- 2 勤務時間内に大津波警報、津波警報が発令された場合
 - (1) 津波が庁舎に到達すると予想される場合、2階以上へ一時退避する。
 - (2) 原則、庁舎外へ出ることを禁止。緊急の場合は、上司の許可を得る。

【大規模地震発生時の職員参集フロー】

「危機発生時の職員行動基準」による、勤務時間外に南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した場合の職員参集フローは下図のとおり。



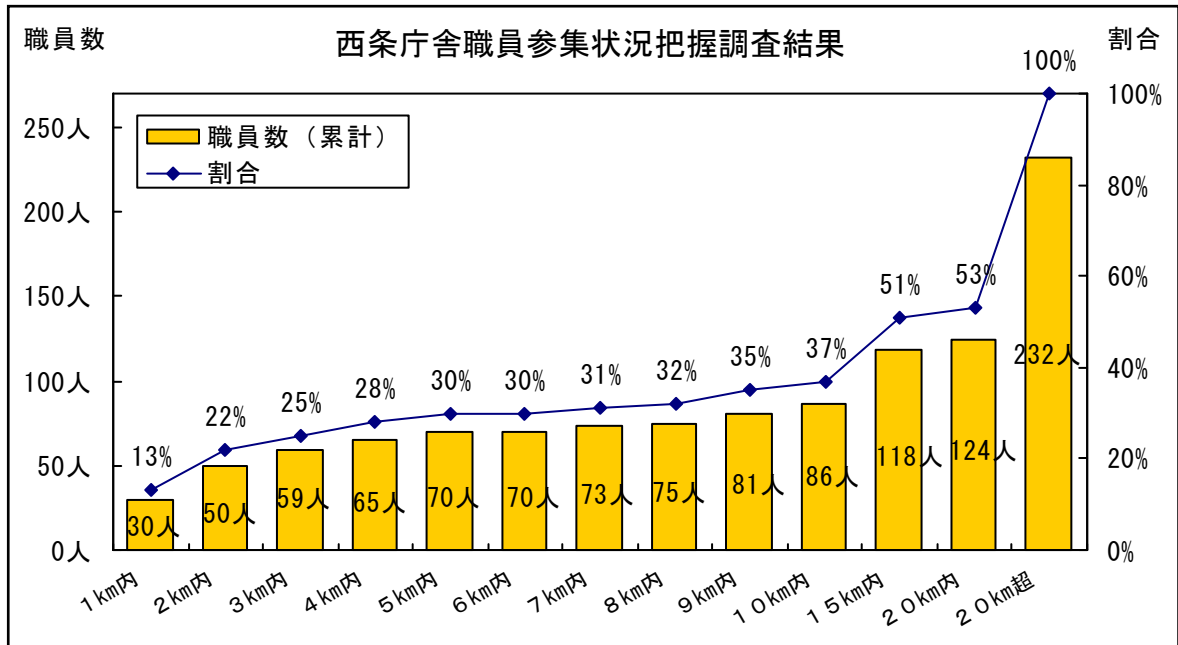
※参集の際には、身の安全を確保することを最優先事項とする。特に、津波到達予想時間に浸水域を移動中となることは絶対に避けること。(自らの命が無ければ、災害対策が実行できない。)

4.2.2 職員の参集可能人数

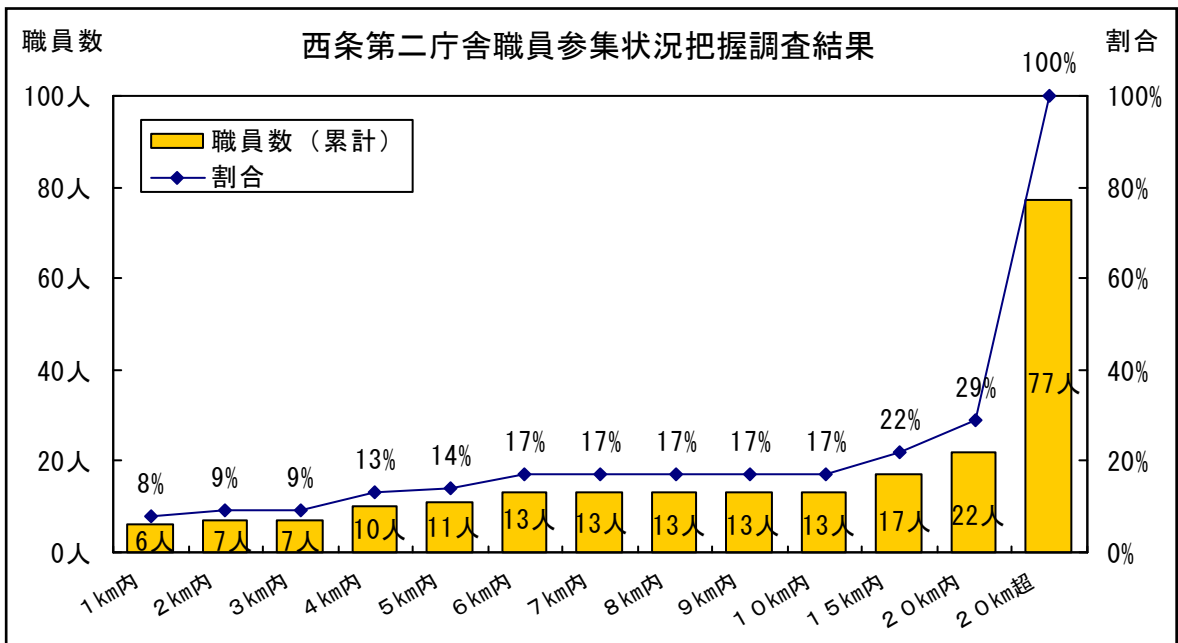
(1) 職員の居住状況（平成27年度調査）

勤務時間外に発災した場合の職員参集可能人数を把握するため、東予地方局に勤務している職員約600人を対象に「職員の参集状況把握調査」（職員の居住地から東予地方局各庁舎までの通勤距離に関する調査）を実施した。

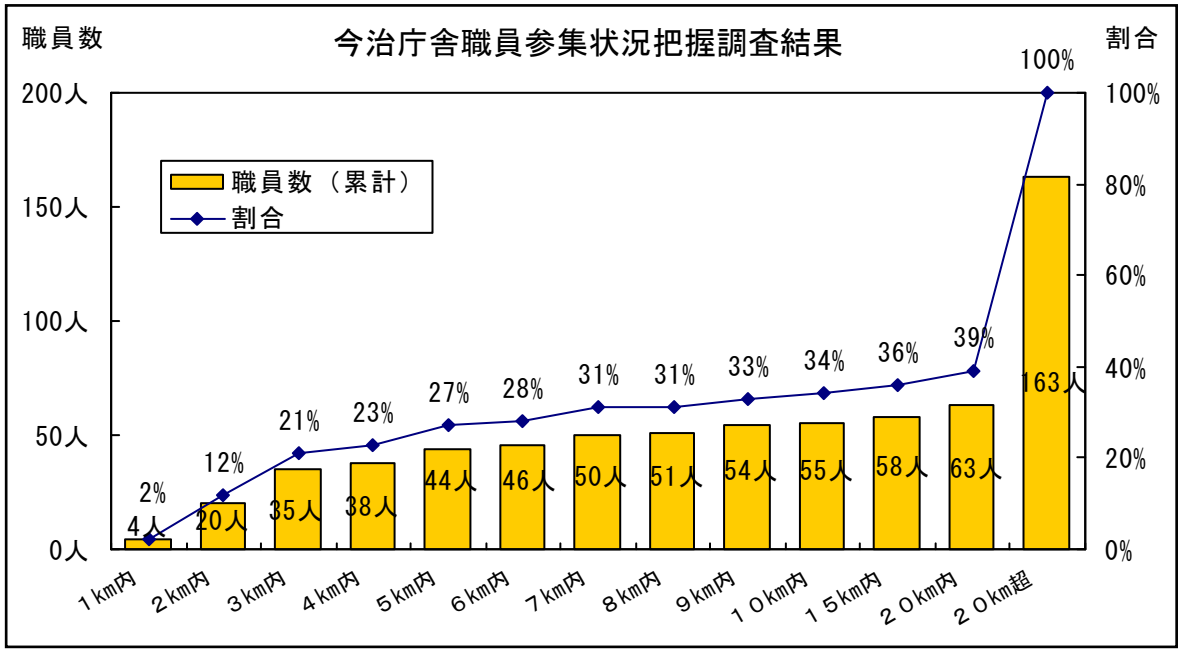
各庁舎別（西条庁舎、西条第二庁舎、今治庁舎、四国中央庁舎に限る。）に把握した職員の参集状況は次のとおりである。



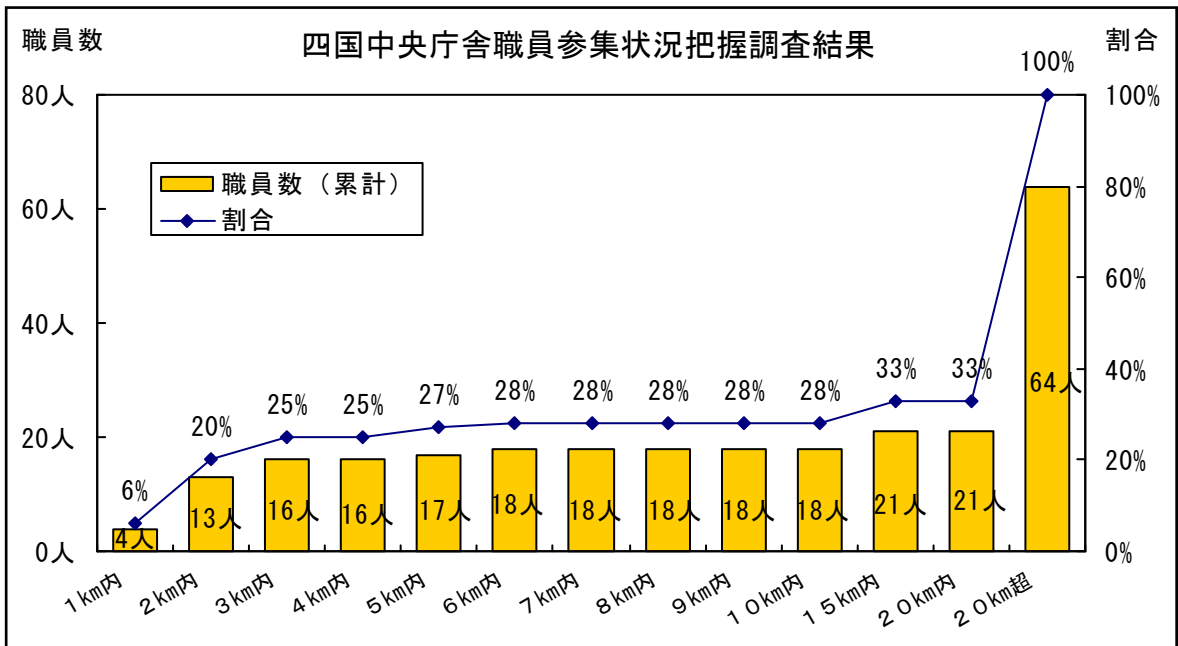
西条庁舎では、4分の1強の職員が5 km 圏内に、約半数の職員が15 km 圏内に居住している結果となった。



西条第二庁舎では、5 km 圏内には1割強の職員しか居住しておらず、20 km 圏内にも3割程度の職員しか居住していない結果となった。

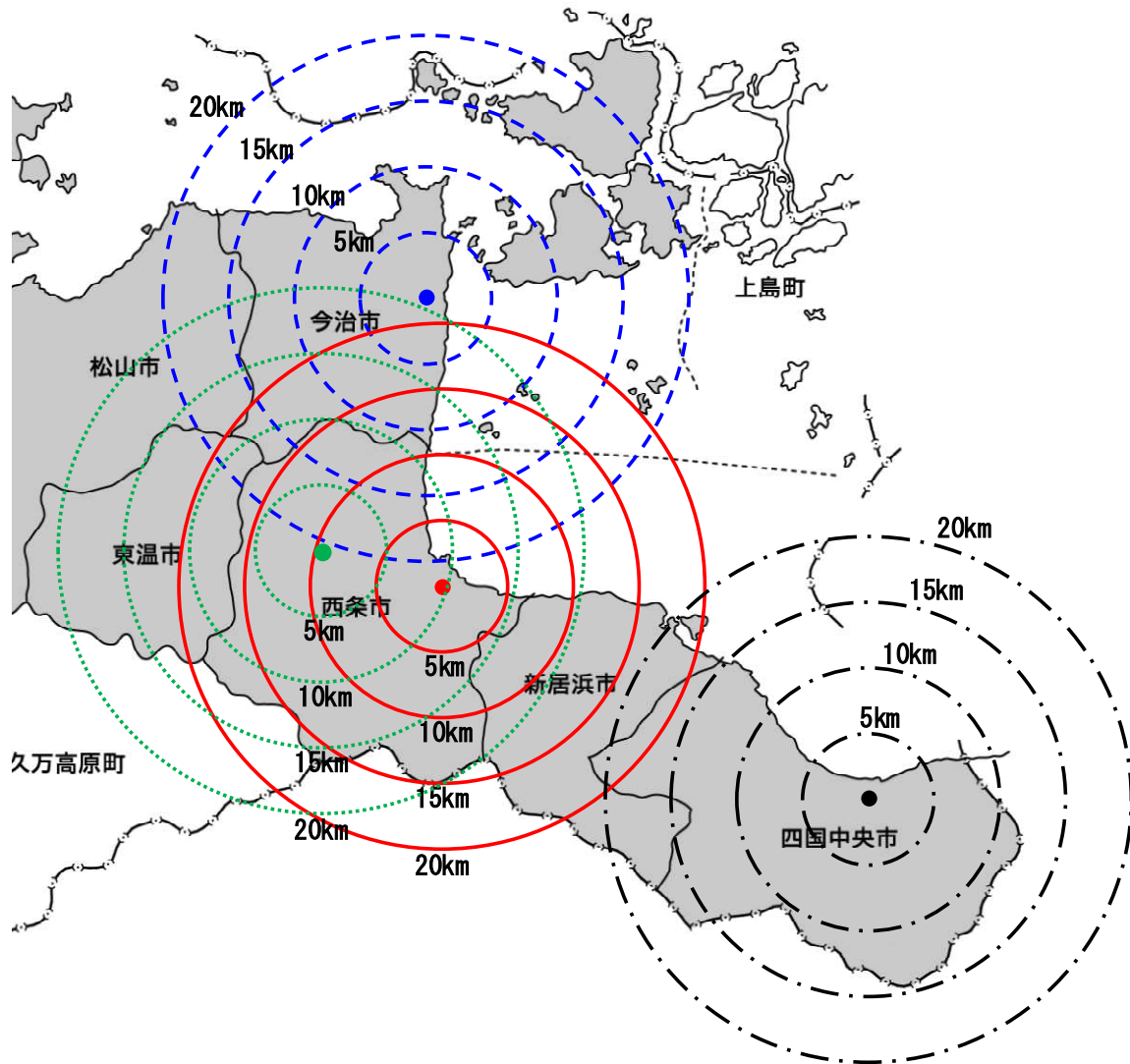


今治庁舎では、5 km 圏内には4分の1程度の職員しか居住しておらず、6割以上の職員が20km 圏外に居住している結果となった。



四国中央庁舎では、5 km 圏内には4分の1程度の職員しか居住しておらず、7割弱の職員が20km 圏外に居住している結果となった。

西条庁舎、西条第2庁舎、今治庁舎及び四国中央庁舎を起点とした5km～20m 圏内図



(2) 職員の参集可能人数の予測

職員の参集可能人数の予測に当たっては、上記(1)の「職員の居住状況」の結果を踏まえるほか、職員の家屋の被害及び本人・家族の被害等による登庁不能、津波による浸水被害、道路・鉄道被害及び被災現場での活動などによる参集遅延等についても考慮するため、県地震被害想定調査結果等に基づき、次に掲げる条件を設定し、参集可能な職員数を時系列に予測した。

①登庁方法

発災当初は、鉄道施設も被害を受け運行不可能な状態となることや、道路についても瓦礫の除去等の作業が行われ、公共交通機関や自動車による参集は困難であると想定されるため、これらのことも考慮し参集条件を厳しく設定。

徒歩（時速3km）で参集することとして予測

②参集不能等事案

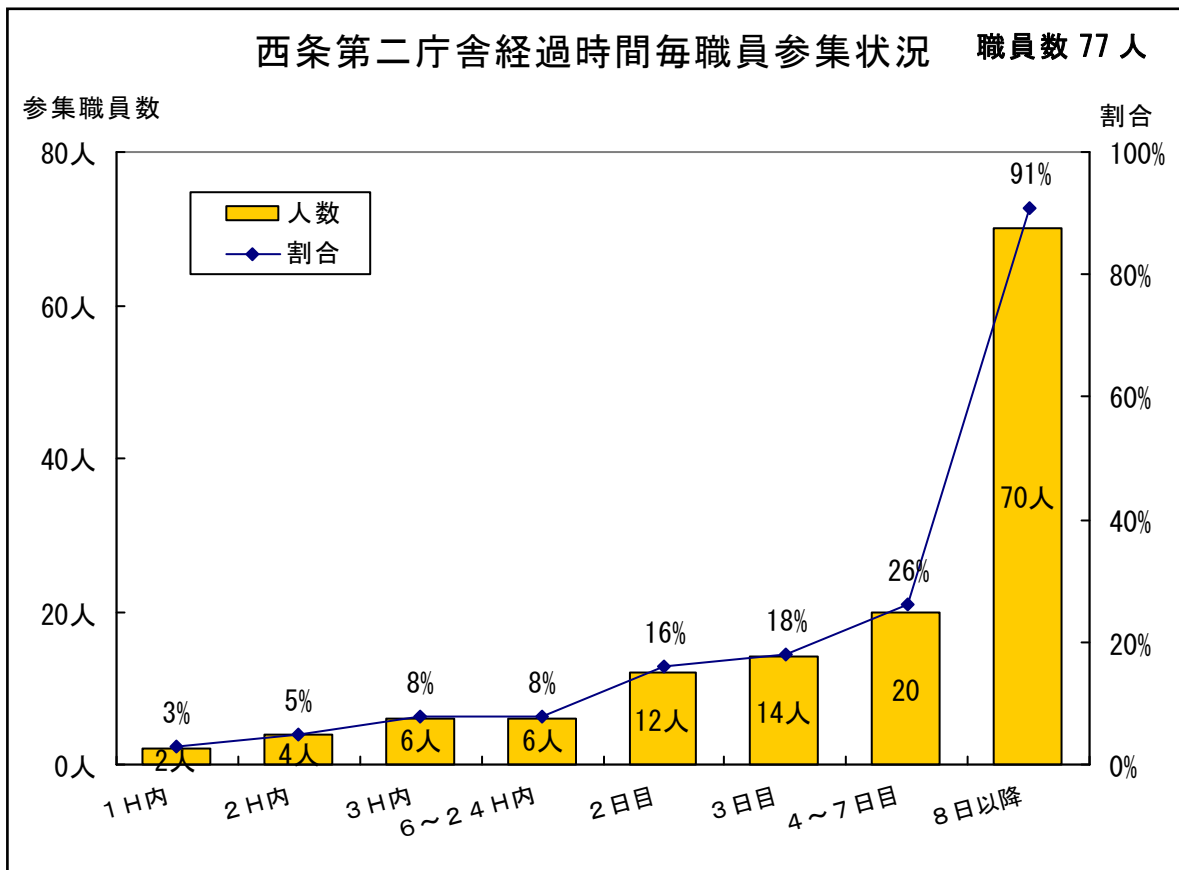
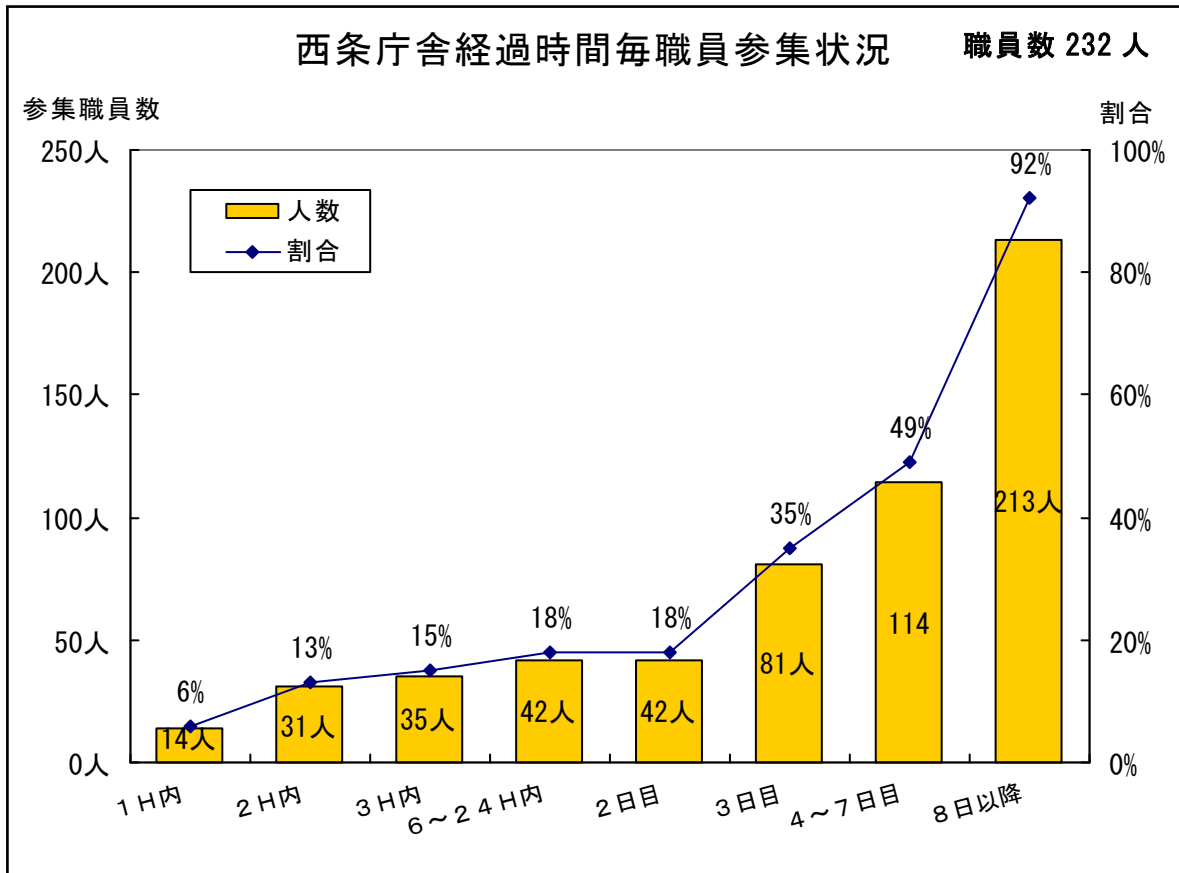
勤務時間外に南海トラフ巨大地震が発生した場合、職員は居住地等で被災することとなり、職員又は家族の被害、家屋等の全半壊、参集途中での被災現場での救急活動等により参集できない職員が発生することが想定される。また、発災直後の出発は不可能であり、参集準備に要する時間や長距離の連続歩行による速度の低下なども勘案し、次のとおり参集不能等条件を設定。

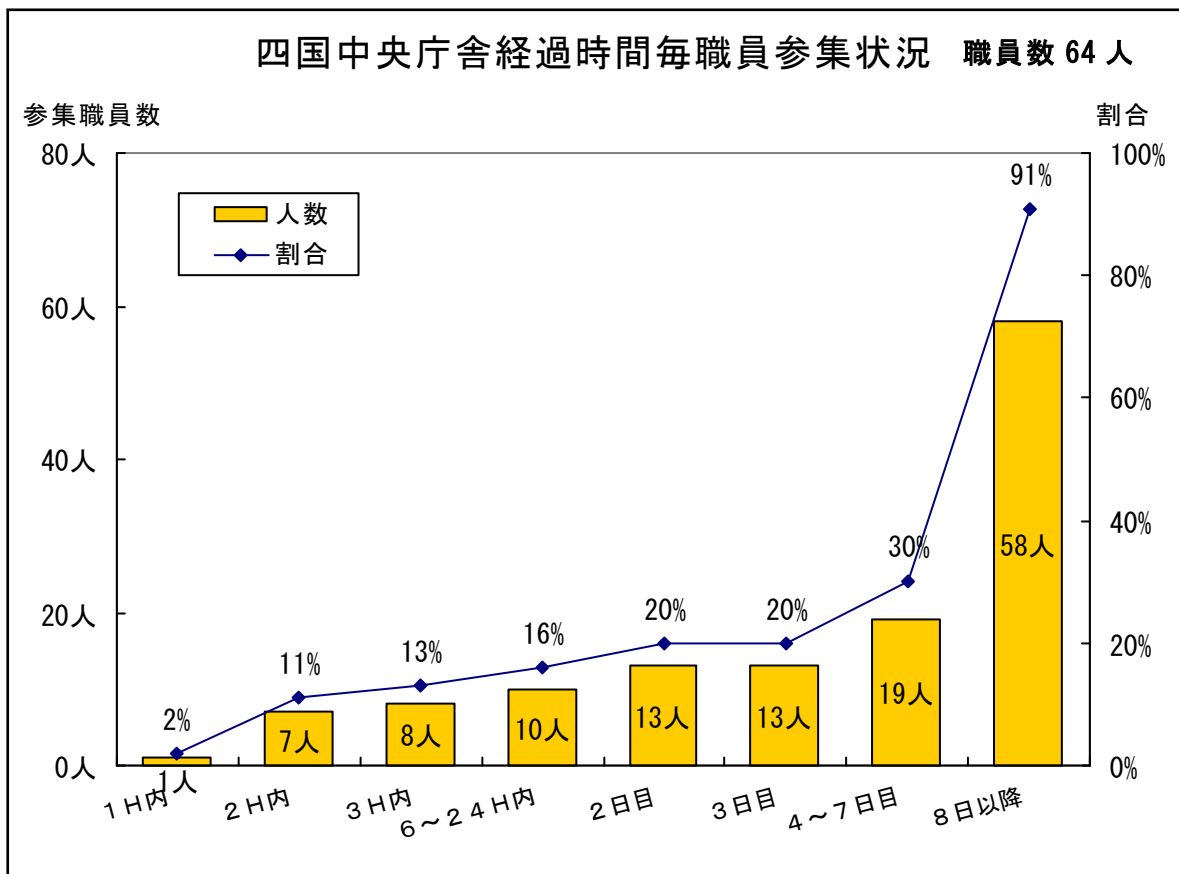
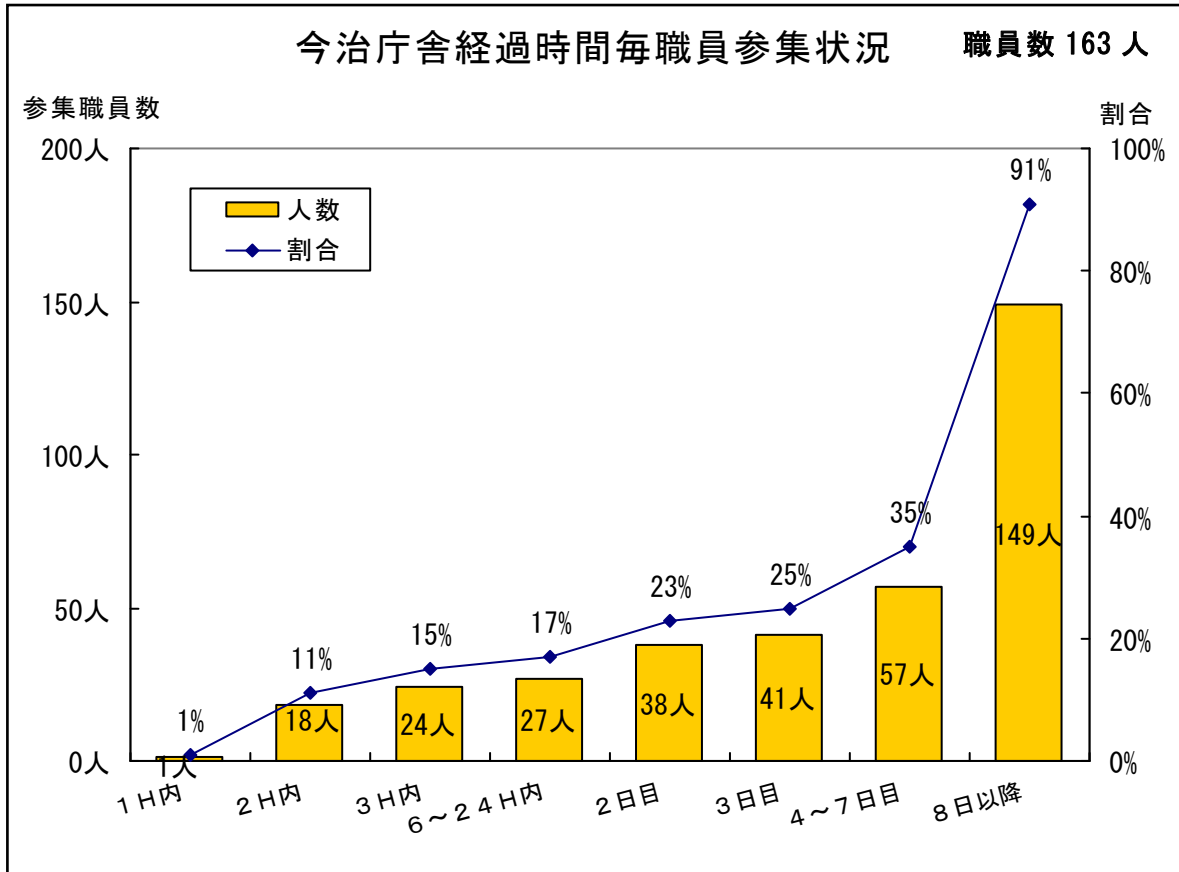
【参集不能等条件】

要因	対象となる職員	参集不能日数
本人及び家族の死傷	全職員の8%	参集不可又は長期参集困難 (7日以上)
家屋等の全壊被害	全職員の26%	3日間
〃の半壊被害	全職員の17%	1日間
交通機関途絶等による参集困難	通勤距離が20km以上	7日間
津波による迂回等	津波浸水域に居住する職員 (※庁舎の近隣居住者を除く)	2日間
参集準備等による出発等の遅延	全職員	40分の遅延

③経過時間毎職員参集人数及び参集率

各庁舎別（西条庁舎、西条第二庁舎、今治庁舎、四国中央庁舎に限る。）の、発災から経過時間毎に職員参集人数を予測した結果は次のとおりである。





4.2.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が勤務時間外に発生した場合における「職員の参集」については、次のとおり対応する。

- (1) 職員は「危機発生時の職員行動基準」における「大規模地震発生時の職員参集フロー」に基づき、参集するものとする。
- (2) 職員は所定の場所に参加し、非常時優先業務に就く。ただし、被災により庁舎等の使用が困難な場合は、東予地方本部の指示に従う。
- (3) 各部室所の参集状況は、幹事課が取りまとめ、発災1時間後、3時間後に、それ以降は3時間毎に東予地方本部へ報告する。
- (4) 職員又は家族や家屋の被害等により参集することが困難な場合は、自宅等で待機し、所属からの連絡が常時取れるよう努める。
- (5) 次に掲げる事由により参集が困難な場合は、原則、所属への安否報告を行ったうえで、自宅待機等するものとする。

《参集が困難な事由》

- ① 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院等の必要がある場合
- ② 職員の住宅又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難している場合
- ③ 参集途上において、救命活動等に参加する必要が生じた場合
- ④ 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難な場合
- ⑤ 公共交通機関が運休している場合で、その距離が概ね20km以上の場合
- ⑥ その他前各号に掲げる事由に類する場合

4.2.4 職員の応援体制

職員の登庁不能又は遅延等の理由により、業務に従事する職員が不足する場合においても、非常時優先業務の執行に支障をきたすことのないよう、最低限の職員数を確保しなければならない。

このため、職員数が不足すると想定される職場においては、次の職員配置調整方針に基づき、地方局全体で職員の配置調整を行い、非常時優先業務を執行していく。

また、専門的な知識を要する業務で職員が不足すると想定される場合は、事前に、部内又は各部間における応援体制を整備しておくとともに、OB職員等の活用を検討しておく必要がある。

【職員配置調整方針】

- ① 職員不足により非常時優先業務の遂行が困難な場合は、まず、所属部内で配置調整を行う。そのうえで、他の部の応援が必要な場合は、東予地方本部（総務県民課）に要請し、総務県民課は各部の登庁可能人数を考慮し、必要な配置調整を行うこととする。
- ② 応援を要請する部は、応援者の従業務・職種、人数、期間など配置調整に必要な事項を整理のうえ、応援要請するものとする。

なお、居住地から所属庁舎までの距離が遠く、公共交通機関の途絶等により、所属庁舎へ長期間にわたり参集が困難と想定される職員は、居住地から最寄りの東予地方局所属庁舎へ登庁し、所属長に報告を行ったうえで、自身が所属する部の非常時優先業務に従事する。

このため、所属長は、事前に所属職員が庁舎へ登庁できない場合の代替庁舎として登庁する庁舎を調査するとともに、他の庁舎から所属庁舎へ登庁可能な職員の情報を交換するなどして、非常時優先業務が適確に遂行できる人数を確保することに努める。

4.2.5 職員の勤務体制

長期間に及ぶ非常時優先業務の遂行のほか、帰宅困難や職員不足のための過度の勤務等による職員の身体的、精神的な疲労を軽減させるため、発災時の勤務体制は次の方針に基づき整備する。

【勤務体制方針】

- ① 所属長は、長時間勤務に対する職員の健康面に配慮するため、交替勤務体制を整備する。ただし、職員の不足等により交替勤務体制整備が困難な場合は、部単位で交替勤務体制を整備する。
- ② 所属長は、職員が帰宅しない日が3日間を超えて勤務することのないよう留意しなければならない。
- ③ 庁舎管理課は、帰宅困難職員や長時間勤務職員が休憩・休養・仮眠できるスペースを庁舎内に確保するよう努める。

4.2.6 職員のメンタルヘルスケア

災害応急対応に従事する職員には、責務や長期間の業務従事などから大きな心理的負担が生じることから、メンタルヘルスへの影響が懸念される。このため、災害時のこころの回復の時間的経過に応じた情報提供を行うとともに、疲労のコントロールのための休暇取得の促進、管理職によるラインケア等を実施し、職員のメンタルヘルスに係る問題等の予防、早期発見、治療及びフォローアップと、職場の環境改善に係る対策を講じる。

4.2.7 その他

- (1) 勤務時間中に発災した場合は、職員や来庁者が被災する可能性もあることから、負傷者の救出や応急手当などの措置が行えるよう、必要な機材（バール、のこぎり、ジャッキ等）や備品（救急箱、三角巾等）の備蓄に努める。
- (2) 職員は地震等による自宅の被害を軽減し、確実に参集できるよう家具の固定や住宅の耐震化等に努める。

4.3 安否確認

各所属は、災害時において所掌する非常時優先業務を円滑に執行するため、業務従事職員を確保しなければならない。

このため、発災時には、まず、職員の安否確認を行い、参集可能な職員を把握したうえで業務の執行体制を確保しておく必要がある。

4.3.1 安否確認の方法

発災時における安否確認は、職員の携帯電話による「愛媛県防災メール」の安否確認機能によることを基本としている。ただし、携帯電話を持っていない等により未登録の職員については、各所属で作成している災害時の所属職員の連絡先、連絡方法及び配備体制等を記載した職員連絡体制に基づき、電話連絡により行うこととしている。

4.3.2 安否確認の実施手順等

(1) 事前の対応

安否確認を円滑に行うため、次の事項については事前に対応しておく。

- ① 携帯電話を所有していない等の理由により防災メールの登録ができていない職員については、別の連絡方法を確認しておく。
- ② 職員の安否情報の集計については、停電等によるパソコン、庁内LANの使用不可を想定し、あらかじめ紙ベースによる方法を決めておく。

(2) 安否確認の手順

安否確認は、次の手順により行うものとする。

ア 職員の安否確認

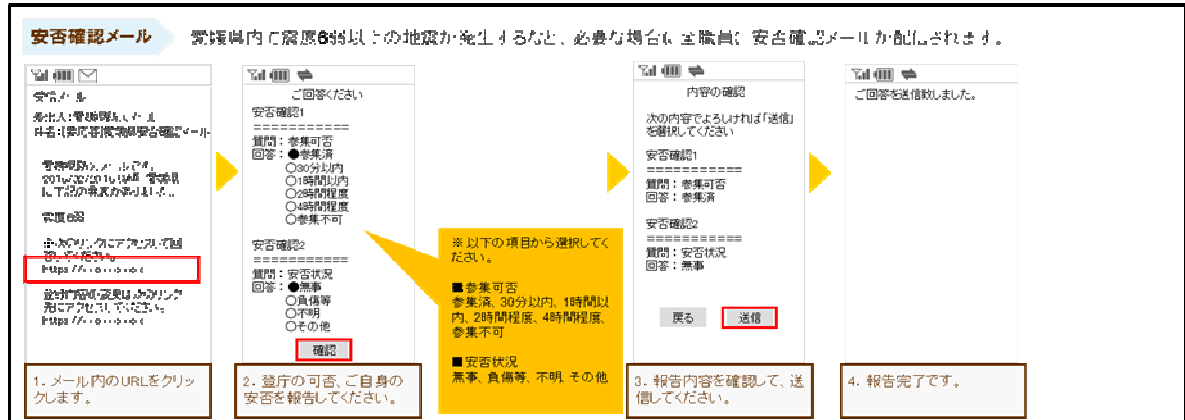
(ア) 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、「愛媛県防災メール」から職員に対し、安否確認メールが配信される。

(イ) 職員は、自身の安否情報及び登庁可否を入力し、報告する。

(ウ) 集計は、防災メールにて行うこととし、各所属→各部幹事課→地方司令部総務班（総務県民課）の順でとりまとめを行う。

なお、携帯電話を所有していないなどの理由により、メールによる安否確認ができない職員については、電話によるものとする。

愛媛県防災メールによる安否確認メール



※愛媛県防災メールの安否確認機能では、参集可否を「参集済、30分以内、1時間以内、2時間程度、4時間程度、参集不可」から、安否状況を「無事、負傷等、不明、その他」から選択し返答する。

イ 職員の家族の安否確認

- (ア) 非常時優先業務に従事するため、家族の安否を確認する余裕のない職員について、所属長は、他の所属職員に対し、当該職員に代わって家族の安否確認を行うよう指示することとする。
- (イ) 家族の安否確認ができない場合は、所属長の了解を得たうえで帰宅する。なお、家族の安全が確保できた時には、所属長に報告のうえ、参集等の指示を仰ぐこととする。
- (ウ) 勤務時間内に発災した場合など家族の安否を確認する必要がある場合に備え、家族間でメールや災害用伝言ダイヤルなどを活用した連絡方法を確認しておく。

4.4 指揮命令系統の確立

災害時に組織を維持し、業務を迅速かつ適確に執行していくためには、所属の指揮命令系統を確立しておくことが重要である。このため、所属長の被災や出張などによる不在により長時間連絡が取れず、指示を仰ぐことができない場合に備え、各所属における指揮命令系統を確立しておく。

4.4.1 決裁者不在時の代決者

県地方局事務決裁規程等において、各所属の決裁者に対する代決者（第1次代決者及び第2次代決者）が定められているが、当該代決者に定められている役職に複数人の職員が存在している場合の順位付けはなされていないため、各所属において、長が不在の場合に備え、県地方局事務決裁規程等に基づき、事前に複数の臨時代行者及び代行順位を決定する。

4.4.2 職務の代行

意思決定権者が不在の場合の職務の代行は、次の方針により行うものとする。

【職務代行の方針】

- ① 発災時に意思決定権者と連絡が取れない場合には、あらかじめ定めた順序でその職務を代行するものとする。
- ② 意思決定権者が勤務地に参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、その職務の代行は行わない。なお、この場合、業務継続に支障のないよう通信手段を確保し、連絡を密にするよう留意する。

4.4.3 発災時の対応手順

- ① 発災時に各所属は、指揮命令系統を確保するため、速やかに意思決定権者の安否を確認する。
- ② 確認が取れなかった場合及び参集が困難な場合は、他の幹部と連絡を取り「職務代行の方針」に基づいて職務の代行を行う。

4.5 市町災害対策本部への連絡員の派遣

東日本大震災では、市町村庁舎が被災し、市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握ができない事態が生じたことから、県では、平成25年3月に「愛媛県災害時情報収集職員派遣要領」を策定し、災害対策本部地方本部又は支部が、必要に応じて被災市町へ情報収集職員を派遣し、市町が大規模な被災により災害対応能力を喪失した場合においても迅速かつ適切な支援を実施することとしている。

4.6 広域応援受入体制の確保

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、県内外からの人的・物的支援を受け入れる際に中心となる「広域防災拠点」を選定するとともに、支援の受入体制や手順等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」を平成27年3月に策定しており、拠点設置にあたっては、地方本部から広域防災拠点へ連絡員を派遣する。

4.7 民間事業者等との連携

県では、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合に備え、様々な分野の民間事業者等と災害時における応援協定を締結している。発災時には、協定内容を踏まえ、民間事業者等へ協力内容を伝達する。

そのため、地方局においても、実際の発災時に円滑に協力依頼が行えるよう、平常時から訓練等を通じ、連携に向けた意思疎通を図ることとする。

4.8 業務執行体制確保の発災時の対応

南海トラフ巨大地震が発生した直後の職員の確保や長期間に及ぶ非常時優先業務に的確に取り組んでいくため、速やかに業務執行体制を確保する必要がある。

発災からの時間経過毎の対応は次のとおり。

時間経過	対応手順
発災直後	○勤務時間内に発災した場合
	◇安否確認 →所属長は職員の安否確認を行い、幹事課を通じて東予地方本部（地方司令部）へ報告 →所属長は職員の家族の安否確認の実施にも配慮
	○勤務時間外に発災した場合
	◇安否確認 →自己及び家族の安否確認後、自動参集 →職員は愛媛県防災メール等で安否応答、登庁可否の報告
	◇職員参集 →「危機発生時の職員行動基準」により全職員が自動参集し、所定の場所で業務に従事

<p>発災直後 ～ 数時間</p>	<p>◇指揮命令系統の確保 →各所属は速やかに意思決定権者の安否を確認し、指揮命令系統を確保する →意思決定権者と連絡が取れない場合は、あらかじめ定めた順に職務の代行を行う</p> <p>◇職員の安否確認状況の把握 →各部は所属職員の安否確認状況を取りまとめ、東予地方本部（地方司令部）へ報告</p> <p>◇職員の参集状況の把握 →各部は職員の参集状況を取りまとめ、東予地方本部（地方司令部）へ報告</p> <p>◇活動スペースの確保 ◇市町災害対策本部への連絡員の派遣 ◇広域応援受入体制の確保 ◇民間事業者等との連携</p>
<p>数時間後 ～ (随時)</p>	<p>◇職員の配置調整 →従事可能職員の不足により、非常時優先業務の執行が困難と予想される部は、東予地方本部に対し他の部からの職員の配置調整の要請を行う →東予地方本部は、他部の職員参集状況等を勘案し配置調整を行う</p>
<p>数時間後 ～ 1日</p>	<p>◇交替勤務体制の整備 →各所属は、長期間に及ぶ非常時優先業務に適確に対応できるよう、職員の交替勤務体制を整備</p>

第5部 業務継続のための執務環境の確保

5.1 対象施設

東予地方局管内には、東予地方局長室、地域産業振興部・健康福祉環境部・建設部・出納室・東予教育事務所等がある西条庁舎、農林水産振興部がある西条第二庁舎、今治支局長室、今治保健所・今治土木事務所等がある今治庁舎、四国中央保健所・四国中央土木事務所等がある四国中央庁舎の4庁舎のほか、農林水産振興部に属する東予家畜保健衛生所・東予家畜保健衛生所今治支所と建設部の出先機関である鹿森・黒瀬・玉川・台ダム管理事務所があり、それぞれの庁舎において所掌する業務を執行している。

この内、今回、業務継続のための執務環境の確保について検討の対象とする庁舎は、東予地方本部において、東予地方本部長、地方司令、各対策班長、今治支部長及び今治地方司令室長が配置される、西条庁舎、西条第二庁舎、今治庁舎の3庁舎とする。

5.2 庁舎（執務室）

被害想定

- ・西条庁舎、西条第二庁舎は継続して使用可能、今治庁舎は被災により継続使用困難と想定（ただし、西条庁舎は津波による浸水被害の可能性がある。）

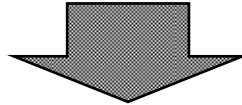
5.2.1 現状

西条庁舎は平成9年に、西条第二庁舎は平成元年に建築されたものであり、昭和56年の建築基準法における耐震基準改定後の建築物であるが、今治庁舎は耐震基準改定前に建てられた建築物である。

庁 舎	建築年・構造	
西条庁舎	平成9年	SRC造8F
西条第二庁舎	平成1年	RC造5F・1B
今治庁舎	昭和44年	RC造4F

5.2.2 課題及び対策

課 題	<ul style="list-style-type: none">・ 今治庁舎は、非常時優先業務を実施するための耐震強度を満たしていないことから倒壊の恐れがあり、建替えが急務となっている。・ 西条庁舎は、津波による浸水被害の可能性があり、浸水した場合は1階部分の使用が困難となる。・ いずれの庁舎も二次災害を防止するため、速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する必要がある。
--------	--



対 策	<ul style="list-style-type: none">・ 今治庁舎については、本庁総務部で建替えの検討を進めている。・ いずれの庁舎についても、第2順位以降の代替施設をあらかじめ検討するとともに、移動する際の書類等の持ち出し品等を特定しておく。・ 西条庁舎の津波による浸水被害が県懸念される場合は、2階以上のフロアへ執務室を確保する。・ 全ての庁舎で、速やかに被災状況を確認するためのマニュアルを作成する。
--------	---

5.2.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により庁舎（執務室）を確保する。

1 庁舎被災状況の確認

- ① 庁舎管理課（室）は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断する。なお、危険性がある場合は、直ちに来庁者及び職員を庁舎外へ退避させるとともにその旨表示する。
- ② 被災建築物応急危険度判定が必要な場合は、判定士の資格を有する職員による判定結果を基に、庁舎の使用可否を判断するものとする。
- ③ 庁舎管理課（室）は、庁舎の被災状況及び庁舎利用上の注意点について、庁舎内に周知する。
- ④ 各部幹事課は、所属の執務室の被災状況を取りまとめ、庁舎管理課（室）へ報告する。庁舎管理課（室）は当該情報を東予地方本部へ報告する。

2 代替執務室（施設）への移転

- ① 庁舎管理課（室）は、庁舎の使用が不可能と判断した場合は、速やかに庁舎内職員に周知するとともに、代替施設への移動を指示する。
- ② 庁舎管理課（室）は、各部から執務室の使用が不可能であるとの報告を受けた場合は、速やかに代替執務室を指定し、当該部へ移動を指示する。
- ③ 移動の指示があった部は、執務室の移転計画等に基づき、速やかに代替執務室（施設）へ移動し、非常時優先業務が再開できるよう対処する。

<代替執務室に必要な業務資源>

- ①会議室等（業務スペース）
- ②机・椅子
- ③パソコン・プリンター（庁内LANと接続）
- ④電話・FAX・コピー機 など

5.2.4 各庁舎の代替施設

各庁舎が被災等により使用できない場合は、次の施設を第一順位の代替施設とする。
 なお、これら施設も使用できない場合は、その他管内の県有施設、公共施設、民間施設の順で被災状況を確認のうえ検討する。

庁舎	代替施設	使用予定部所
西条庁舎	西条第二庁舎	西条庁舎全所属
西条第二庁舎	西条庁舎	西条第二庁舎全所属
今治庁舎	繊維産業技術センター	今治支局（総務県民室、 税務室、商工観光室）
	今治市総合福祉センター	今治支局健康福祉環境部
	JA おちいまばり営農経済事業本部 及び乃万支店（金融部）	今治支局農林水産振興部 （森林林業課を除く）
	越智今治森林組合	今治支局農林水産振興部 （森林林業課）
	今治建設業協同組合	今治支局建設部 （今治土木事務所）

5.2.5 その他

南海トラフ巨大地震が発生した際には、愛媛県が近隣県と締結している「四国4県広域応援協定」・「中国・四国広域応援協定」や土木部と国土交通省四国地方整備局との「四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ」などに基づき、他県の応援職員や国土交通省が組織する緊急災害対策派遣隊が来県し、被災地の被害調査や復旧支援を行うことが想定される。

また、広域防災拠点で活動する自衛隊や消防、警察等の連絡員が来庁し、管内の被害状況の確認、現地での災害応急活動の立案、指揮等、東予地方本部と連携して災害対応を行うことも想定される。

このため、各機関との連絡調整や協議等を行うため、それら機関の滞在に必要なスペースを確保することも必要となる。

5.3 電力

被害想定

- ・発災後 24 時間は外部からの電源供給はないと想定

5.3.1 現状

①西条庁舎

西条庁舎には、非常用予備発電装置が3機（庁舎全域用、防災通信システム用2機）設置されており、被災により外部からの電源供給が停止した場合は、すべての発電装置がほぼ同時に起動する。

庁舎全域用予備発電装置は、燃料が容量最大の場合、約5時間運転可能であり、燃料の補給次第では運転延長が可能であるが、庁舎内の一部の執務室にしか非常用電源が確保されていないため、他の執務室においては、一般電源が復旧されるまで電気機器類が使用できない状況となる。

②西条第二庁舎

西条第二庁舎には、防災通信システム用の非常用発電機が2機設置されているが、庁舎全域に電力を供給するための非常用発電機は設置されていないため、被災により外部からの電源供給が停止した場合は、防災通信システムを除き、全ての執務室で電気機器類が使用できない状況となる。

③今治庁舎

今治庁舎も西条第二庁舎と同様に、防災通信システム用の非常用発電機が2機設置されているが、庁舎全域に電力を供給するための非常用発電機は設置されていないため、被災により外部からの電源供給が停止した場合は、防災通信システムを除き、全ての執務室で電気機器類が使用できない状況となる。

【各庁舎の非常用予備発電装置の状況】

①西条庁舎

項 目	庁舎全域用		防災通信システム用	
発 電 量	225kVA		30kVA	5 kVA
燃 料 (最大容量)	灯油 (980L)		軽油 (195L)	軽油 (198L)
運 転 可 能 時 間 (燃料最大の場合)	約 5 時間		約 28 時間	約 72 時間
起 動 ま で の 時 間	停電から約 40 秒		停電から約 40 秒	停電から約 40 秒
供 給 範 囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室 1 F 地域福祉課 3 F 管理課 4 F 総務県民課 4 F 防災対策室 6 F 電話交換室 (照明は不可) 7 F 中会議室 (照明は不可) ・ 水道、下水 ・ エレベータ ・ 電話交換機 ・ 消防用 		・ 防災 F A X	・ 防災通信システム (地上系・衛星系)

②西条第二庁舎

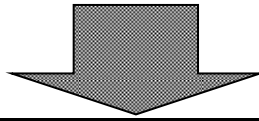
項 目	防災通信システム用	
発 電 量	20kVA	5 kVA
燃 料 (最大容量)	軽油 (100L)	軽油 (198L)
運 転 可 能 時 間 (燃料最大の場合)	約 20 時間	約 72 時間
起 動 ま で の 時 間	停電から約 2 分	停電から約 40 秒
供 給 範 囲	・ 防災 F A X	・ 防災通信システム (地上系・衛星系)

③今治庁舎

項 目	防災通信システム用	
発 電 量	30kVA	5 kVA
燃 料 (最大容量)	軽油 (195L)	軽油 (198L)
運 転 可 能 時 間 (燃料最大の場合)	約 28 時間	約 72 時間
起 動 ま で の 時 間	停電から約 40 秒	停電から約 40 秒
供 給 範 囲	・ 防災 F A X	・ 防災通信システム (地上系・衛星系)

5.3.2 課題及び対策

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・西条庁舎の一部の執務室にしか非常用電源が確保されていないため、停電時には庁内LAN等情報システムやコピー機等電気機器類の使用が制限され、業務執行上の大きな支障となる。 ・長時間の停電に備え、非常用発電設備が稼働できるだけの燃料を確保する必要がある。 ・西条庁舎の庁舎全域用予備発電装置の燃料タンクが被災すれば予備発電装置が使用不可になる恐れがある。 ・西条庁舎以外の庁舎では、庁舎全域用の非常用発電装置がないため、停電時には電気機器類等の使用ができず、業務執行上の大きな支障となる。
----------------	---



対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・西条庁舎の各フロア最低1つの執務室に非常用電源を確保し、業務執行の妨げにならないようにする。 ・非常用発電設備用燃料の備蓄に努めるほか、緊急時の燃料補給体制を確保する。 ・西条庁舎の燃料タンクについて、津波による被災を軽減する措置を講じるほか、建物屋上等の高い場所に燃料タンクを設置することを検討する。 ・庁舎全域用非常用発電装置が設置されていない庁舎については、中期的に非常用発電装置の配置を検討する。
----------------	--

5.3.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により電源を確保する。

- ① 庁舎管理課（室）は、停電の優先的な復旧等について電気事業者に要請する。
- ② 庁舎管理課（室）は、停電による非常用設備及び防災通信システム等の使用停止を防止するため、予備発電装置の燃料補給体制を整える。
- ③ 庁舎管理課（室）は、非常用予備発電装置の長時間の運転により、燃料が枯渇し運転停止の恐れがあるときは、「災害時における自動車等の燃料の調達に関する協定」により燃料の供給を要請する。

5.4 上下水道

被害想定

- ・発災後1ヶ月程度は外部からの給水がないと想定
- ・発災後1週間程度は下水道が使用できないと想定

5.4.1 現状

①西条庁舎

西条庁舎の給水状況は、地下水をポンプで受水槽へ汲み上げ、滅菌処理後、加圧ポンプで貯水槽へ送水し、各所へ給水している。

地下水を汲み上げるポンプ及び加圧ポンプは、非常用予備発電装置から電源供給がなされるため、一般電源が停止しても給水は可能な状況であるが、発電機が停止した場合は、完全断水となる。

また、発災後数日は地下水の濁りが想定されるため、地下水の健全性が確認されるまで飲料水としては使用できない。

下水道についても、非常用予備発電装置が作動している場合は各トイレへの送水が可能であるため、使用可能な状況である。

②西条第二庁舎

西条第二庁舎の給水状況は、西条市上水道から受水槽に一旦貯水し、揚水ポンプで高架水槽に押し上げてから、各所へ給水している。

西条第二庁舎には非常用予備発電装置がないことから、停電時における給水設備がなく、貯水槽の残留水のみが使用できる状況であるが、通常のペースで使用した場合は1日未滿で枯渇し、それ以降完全断水となる。

下水道についても、貯水槽に残留水がある場合は使用可能であるが、残留水枯渇以降は使用できない状況である。

③今治庁舎

今治庁舎の給水状況は、今治市上水道から受水槽に一旦貯水し、揚水ポンプで高架水槽に押し上げてから、各所へ給水している。

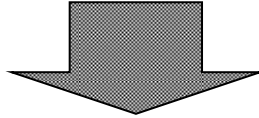
今治庁舎においても非常用予備発電装置がないことから、停電時における給水設備がなく、屋上貯水槽の残留水のみが使用できる状況であるが、通常のペースで使用した場合は半日未滿で枯渇し、それ以降完全断水となる。

下水道についても、貯水槽に残留水がある場合は使用可能であるが、残留水枯渇以降は使用できない状況である。

なお、全ての庁舎において、発災直後は、漏水による二次災害を防止するため、給排水管の健全性が確認できるまでは、上水道、下水道とも使用できない。

5.4.2 課題及び対策

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災後は、給排水管の健全性が確認できるまでは上下水道を使用できないため、早期の使用再開のための対策が必要である。 ・ 発災半日以降からは断水が想定されるため、飲料水やトイレの確保が必要である。
----------------	---



対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに給排水管の被災状況を確認するためのマニュアルを作成する。 ・ 飲料水やポータブルトイレ等の備蓄物資の確保・充実に努める。
----------------	---

5.4.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により上下水道の早期再開に努めるなど飲料水やポータブルトイレを確保する。

- ① 庁舎管理課（室）は、漏水による二次災害を防止するため、発災直後から給排水管の安全性が確保されるまでは、給排水を停止し、その旨庁舎内に周知する。
- ② 庁舎管理課（室）は、発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するよう措置を講じることとする。
- ③ 西条庁舎においては、非常用予備発電により取水が可能な状況であっても、地下水の汚濁等も想定されるため、飲料水としての使用については、保健所の水質検査受検後とする。
- ④ 貯水槽の貯留水を少しでも長く持たせるため、職員は可能な限り節水に努める。
- ⑤ 断水の間は、備蓄の飲料水やポータブルトイレで対応するものとする。

なお、災害発生時の職員の初動対応用として各庁舎に保管しているポータブルトイレを庁舎管理課（室）の指示のもと使用する。

【ポータブルトイレ保管場所】

西条庁舎 ……庁舎7階北側倉庫

西条第二庁舎……庁舎1階1-1会議室

今治庁舎 ……書庫棟2階書庫6号室及び情報スーパーハイウェイプレハブ

5.5 執務室内

被害想定

- ・ロッカー・キャビネットの転倒、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱が発生すると想定
- ・一部の執務室では津波の浸水被害により、電気機器類が使用できなくなると想定

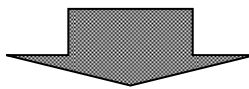
5.5.1 現状

執務室内のロッカー・キャビネットの転倒、窓ガラスの飛散、天井パネルの剥離、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱が発生すると、それらの整理に多くの人員と時間を要するとともに、パソコンやプリンターなどの電気機器類は、物的被害により使用できる数量が限られることとなる。

また、庁舎が津波浸水被害に遭遇すると、下層階の執務室に配置されてあるパソコンやプリンター、FAX等の電気機器類は、長期間の使用不可又はデータ等の消失が発生することとなる。

5.5.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間中に発災した場合は、ロッカー等の転倒及び窓ガラスの飛散により職員が負傷し、業務遂行に必要な人員が確保できない恐れがある。 ・発災直後は、散乱した書類等の整理に追われ、業務への着手が遅延し、迅速な業務執行の妨げとなる。 ・執務室のロッカー等の転倒等防止策の実施率を向上させる必要がある。 ・電気機器類は津波浸水被害からの防止策を講じておく必要がある。
-----------	--



対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ロッカー等の転倒、ガラスの飛散、パソコンの落下等の防止対策を実施する。 ・ロッカーの上など、高所に書類や荷物等を置かないよう徹底する。 ・大津波警報、津波警報が発表された時は、下層階の執務室にあるパソコンやプリンター等の電気機器類を上層階へ移動する。
-----------	--

5.5.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により執務環境を整え、活動スペースを確保する。

- ① 執務室に参集した職員は、非常時優先業務の開始（再開）に支障のない範囲で、執務室内を片付け、執務環境を整える。
- ② 必要に応じて東予地方本部（関係各課）に連絡し、職員の応援や資機材の提供を要請する。
- ③ 各部の幹事課は、部内執務室の被災状況を取りまとめ、東予地方本部（庁舎管理課（室））へ報告する。
- ④ 庁舎管理課（室）は、会議室や共用スペース等の片付けを行う。

5.5.4 その他

夜間に発災し、停電により室内照明が確保されなかった場合は、暗い中でも片付け等の業務が実施できるよう、平常時から職員間で簡易照明（懐中電灯等）の保管場所を共有しておくとともに、予算の許す範囲で簡易照明（電池又はバッテリー型）等の確保も検討する。

また、職員は登庁時に懐中電灯を持参することとする。

5.6 エレベータ・空調

被害想定

- ・発災直後、西条庁舎の中央エレベータ2基は1階へ、北側エレベータは最寄りの階に着床すると想定
- ・西条第二庁舎のエレベータは最寄りの階へ着床すると想定
- ・停電時は、全ての庁舎の空調（冷暖房）は利用不可と想定

5.6.1 現状

①西条庁舎

西条庁舎には、エレベータが庁舎中央に2基、庁舎北側に1基設置されており、震度4強～5弱程度以上の揺れを感知したり、地震等により停電した場合、中央エレベータは1階に強制的に着床し自動でドアが開くよう、また、北側エレベータは最寄りの階へ着床するよう設定されている。

停電後は、中央エレベータのうち1基は、非常用予備発電からの電力供給で運転可能であり、北側エレベータは、非常用予備発電からの電力供給はないが、独自のバッテリーを搭載しており、バッテリーが持つ限り運転は可能である。

空調（冷暖房）については、停電時には非常用電源が確保されていないため、運転が停止する。

②西条第二庁舎

西条第二庁舎には、エレベータは庁舎中央に1基設置されており、震度4弱～5弱程度以上の揺れを感知したり、地震等により停電した場合は、最寄りの階へ着床するよう設定されている。

空調（冷暖房）については、停電時には非常用電源が確保されていないため、運転が停止する。

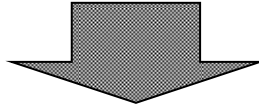
③今治庁舎

今治庁舎にはエレベータは設置されていない。

空調（冷暖房）については、停電時には非常用電源が確保されていないため、運転が停止する。

5.6.2 課題及び対策

課題	・エレベータ・空調の運転再開は、点検業者による安全確認の後となり、早期の使用再開のための対策が必要である。
-----------	---



対策	・保守点検業者の確保も含め、エレベータ・空調の健全性の確認方法及び手順等を定めたマニュアルを作成する。
-----------	---

5.6.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順によりエレベータの被災等に対応する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① エレベータの近隣執務室の職員は、エレベータ内に閉じ込められた人がいないか確認を行う。 ② 庁舎管理課（室）は、エレベータの管制状況について確認を行う。 ③ 庁舎管理課（室）は、保守点検業者に優先的な点検・復旧を要請し、早期の運転再開に努める。 ③ 点検の結果、エレベータの使用制限を行う必要があると判断した場合は、その旨庁舎内に周知する。 |
|--|

5.6.4 その他

停電時でも、西条庁舎中央のエレベータ1基は、安全確認後に運転が再開されるが、運転が再開された場合、混雑が予想される。

このため、各フロア間の移動は極力階段を使用することとし、エレベータの使用は、荷物の運搬等を優先させるなどの対応が必要となる。

5.7 飲料水・食料・物品等の備蓄等

被害想定

- ・食料・飲料水の必要量が増大し災害対応職員用の物資が不足すると想定
- ・発災後1ヶ月程度は外部からの給水がないと想定（上下水道被害想定）

5.7.1 現状

①飲料水・食料等

愛媛県では平成25年度から災害対策本部職員用として各地方局にアルファ米や缶パン等の非常食、飲料水の整備をしているが、全職員に3日間程度配布可能な数量を満たしていない。

また、「危機発生時の職員行動基準」では、登庁時に飲料水及び食料の持参を求めており、その持参物により当面の間をしのぐこととなるが、勤務時間内に発災した場合には、食料等の確保が困難となる。

なお、西条庁舎においては、愛媛県と株式会社光藤が締結した「災害時における救援物資提供に関する協定」に基づき、非常食（アルファ米50食、ビスケット等72食）及び飲料水（2Lペットボトル120本）が7階北側倉庫に備蓄されており、災害発生時には、株式会社光藤に要請すれば、備蓄の非常食及び飲料水のほか、庁舎1階に設置してある自動販売機（災害救援ベンダー）内の飲料水が無償で提供される。

②トイレ

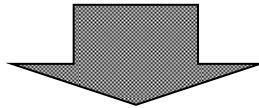
トイレの使用については、上下水道施設の再開・復旧を待つしかなく、断水時には混乱することとなるほか、発災直後は断水如何に関わらず、給排水管の健全性が確認されるまでは使用停止となるため、各庁舎には、東予地方本部の業務に従事する職員の初動対応物資として、ポータブルトイレ及びトイレ用消耗品を備蓄している。

③文房具等オフィス用品

全ての庁舎において、コピー用紙や文具等オフィス用品については、各所属である程度の在庫は確保されている。

5.7.2 課題及び対策

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙及び文具類等消耗品については、いつ発災しても支障のないよう在庫品を確保しておく必要がある。 ・発災直後や完全断水となった場合は、トイレなど上下水道施設を使用できない。 ・全職員へ配布できるだけの食料・飲料水の備蓄がなされていない。 ・コピー機等機械類の故障に対する迅速な対応が必要である。
----------------	---



対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から必要な用品類等をリストアップし保有状況を常に把握しておくとともに、常時必要量を確保しておく。 ・各庁舎で飲料水やポータブルトイレ等の備蓄物資の確保・充実に努める。 ・庁舎内の自動販売機設置業者及び売店の事業者に対し、災害時の食料や飲料水の優先的提供について、協定の締結等も含めて要請する。 ・職員は自宅での食料及び飲料水の備蓄に努める。 ・コピー機等の機器類の保守点検チェック体制を確立する。
----------------	---

5.7.3 発災時の対応手順

南海トラフ巨大地震が発生した場合、次のとおり食料・飲料水等の物品及びコピー機等の資源を確保する。

①	東予地方本部は、食料及び飲料水、ポータブルトイレ等の確保業務を行うものとする。
②	執務室へ参集した職員は、コピー機等機器類の使用の可否について確認し、故障している場合は、保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。

5.7.4 その他

庁舎に備蓄してある食料や飲料水については、状況に応じて職員だけでなく負傷や帰宅困難なため庁舎に待機、避難している来庁者にも配慮し配布しなければならない。

また、西条庁舎においては、停電により各所属のコピー機が使用できない場合、印刷室等にあるコピー機を、防災対策室等の非常用電源に接続し使用することとなる。

しかし、台数が限られているため、コピー機の使用は災害対策地方本部会議用資料の作成など必要最小限に制限するなどの対応が必要となる。

5.8 情報システム

被害想定

- ・発災直後は情報システムが使用できないと想定
- ・情報システムの使用は復電後半日経過頃から順次使用可能となると想定

5.8.1 現状

全庁的な業務を取り扱っている主な情報システムとしては、庁内LANシステム、県庁と地方局等を商用回線で結んだ広域通信網の愛媛情報スーパーハイウェイ及び財務会計のオンライン処理などを行っている大型電子計算機がある。

庁内LANシステムについては、平成24年度から、非常用電源設備が充実し堅牢な民間データセンターにサーバを集中配置するなどして耐災害性を確保している。また、庁内LANネットワークや愛媛情報スーパーハイウェイの通信機器等を設置している県庁NOC室及び大型電子計算機を設置している大型電子計算機室についても、平成26年度から、非常用電源により、停電時も電力供給を確保している。

平成30年度には、テレワークシステムを導入しており、テレワーク用端末機から民間データセンターに設置したサーバに専用回線で接続することで、停電時でも情報システムの利用が可能である。

しかし、局内の庁舎別サーバ等を設置している西条庁舎、西条第二庁舎、今治庁舎及び四国中央庁舎の各サーバ等設置場所のほか、愛媛情報スーパーハイウェイのみの機器を設置している台ダム管理事務所は、いずれも機器類は床面等に固着するなどの耐震措置を施しているが、現状では非常用電源が確保されていないため、停電した場合、これら情報システムは使用停止となり、庁内LAN等情報システムを活用した個別システムも使用できないか、機能が制限される。

また、物理被害による故障、断線等や、緊急停止を行ったものについてはデータ障害も想定され、この場合、情報システムの復旧には時間を要する。

個々のパソコンは復電直後にスタンドアロンで使用可能となり、Dドライブ上のデータのみが処理可能となるが、庁内LANシステムに保存されているマイドキュメントは利用できず、庁内LANシステム復旧までの間は、ネットワーク接続プリンターからの印刷ができない場合がある。

また、庁内LANシステムの中央サーバ等や大型電子計算機の復旧が早期に完了しても、地方局各庁舎では、商用電源が回復するまでの間、非常用電源が確保されていないため各庁舎のサーバ及び愛媛情報スーパーハイウェイの機器等が復旧できず、非常用電源が配置されている執務室であっても当該機器類を使用することはできない。

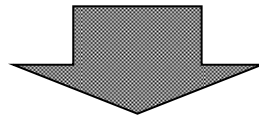
なお、ICT（情報通信技術）に係る業務継続計画として、平成25年度に「愛媛県ICT分野の業務継続計画（「愛媛県ICT-BCP」という。以下同じ。）を策定し、非常時においても情報システムを用いた適正かつ迅速な業務が執行できるようにするための具体化された全庁共通方針が別途定められている。

【庁内LAN等情報システム復旧目標時間】

システム名	システムの概要	発災後からの復旧目標時間
庁内LANシステム		
庁内LANネットワーク、	各庁舎内に張り巡らされた全庁共通のLAN配線と愛媛情報スーパーハイウェイ等を活用し庁舎間を接続した庁内の通信網であり、インターネット及びLGWAN（国・全国の自治体同士を接続する閉域通信網のこと。以下同じ。）とも接続されているネットワーク	12時間後
県ホームページ	県から住民等に対して情報発信するための重要な広報手段の一つとなっている機能	
職員向けポータル機能 グループウェア機能 文書管理・電子決裁機能 予算編成支援機能 会議室予約機能	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、庁内回覧板、電子メール、全庁掲示板、スケジュール管理、文書管理・電子決裁、予算編成支援、会議室予約等、各種の業務処理を行うための機能	24時間後
公開系・庁内系の 庁内クラウド設備 (各所属管理の仮想サーバの稼働環境の提供)	スマート行政推進課が各所属向けに提供しているサーバ統合基盤であり、各所属が庁内LANネットワーク上で個別にサーバを設置していた業務サーバを仮想サーバ方式で稼働させる環境を提供するための設備	
マイドキュメント 所属ドキュメント (ファイルサービス)	全職員・全所属に提供する全庁共通機能であり、本人や所属職員のみがアクセス可能なほか、データバックアップが自動でなされる保護されたデータ保存領域	36時間後
愛媛情報スーパー ハイウェイ	本庁、地方局・支局、各土木事務所を商用回線で結んだ広域通信網であり、庁舎間を接続するためのネットワーク	6時間後
大型電子計算機（汎用機）	財務会計や県税に関するオンライン処理業務、給与、県債償還、奨学資金などの業務を電算処理するための設備	6時間後
財務会計オンライン	公金の支出・収入手続き等	24時間後
県税オンライン	県税の課税、収納手続き等	(各端末)

5.8.2 課題及び対策

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムは、「非常時優先業務を効率的に実施するために必要不可欠な業務基盤である。」との認識のもと、可能な限り被災による情報通信システムの停止を回避し、また、被災により情報通信システムが停止した場合においても、速やかに復旧し業務再開できるよう初動対応の具体的手順を確立するなど、情報システムを所管する各課（「情報システム管理課」という。以下同じ。）において、必要となる対策を施す必要がある。 ・ 停電した時は、非常用電源が確保されていない情報システムや、情報システムの非常用電源が確保されていても、端末機及びネットワーク経路上の通信機器について非常用電源が確保されていないものは利用できないため、業務執行上の大きな障害となる。 ・ 財務会計（公営企業財務会計を含む）オンラインが停止した場合に備え、支払の遅延や緊急払い等に対応できるよう手処理による支払手続きの検討が必要である。 ・ 非常用電源が確保されていない各庁舎のサーバ及び愛媛情報スーパーハイウェイの機器等は、停電状態が続いていれば、県庁の中央サーバ等が復旧した後も当該システムを復旧させることができない。 ・ 一般電源が復旧し停電が解消されても、パソコン等に物的被害がある場合は、使用することができない。 ・ 各課室所で、庁内LAN、電子メール及びHPを使用しない業務代替執行手段の検討が必要である。
--------	--



対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「愛媛県 ICT-BCP」に基づいた、情報システムの物理的・技術的・人的対策を徹底する。 ・ 非常用電源が確保されていない情報システムについて、NOC室や民間データセンターに設置する等して、非常用電源を確保する。 ・ 非常用電源が確保されていない端末機及びネットワーク経路上の通信機器について、非常用電源を確保する。 ・ 公金の支払いなど特に発災後2日以内に着手しなければならない非常時優先業務については、パソコン、プリンター等を利用しない手作業による代替方法及び手作業等の処理内容のシステムへの取り込み方法も決めておく。 ・ 非常時優先業務に関わるものなど共有すべき重要なデータについては、複数職員での共有化を図る。（外部記憶装置による必要最小限データのバックアップ及び共有の検討）
--------	--

5.8.3 発災時の対応手順

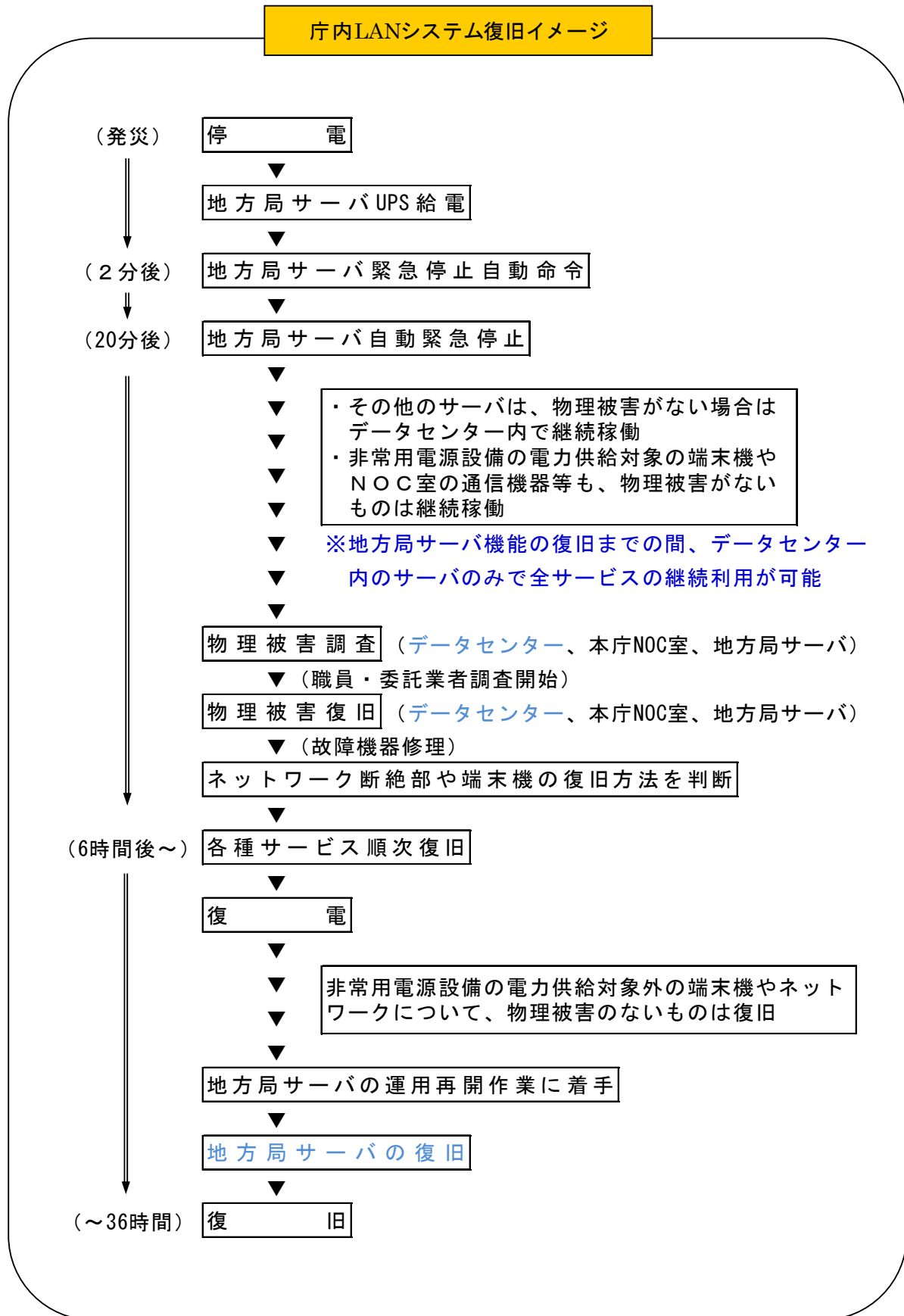
南海トラフ巨大地震が発生した場合は、次の対応手順により情報システムの早期復旧を図る。

○県庁

- ① 発災後、登庁した情報システム管理課職員は、情報システム機器の物的被害の確認を行うとともに、保守点検業者に保守要員の派遣要請を行う。
- ② 情報システム管理課は、あらかじめ作成した復旧手順マニュアルに基づき、迅速なシステムの復旧を図る。
- ③ 情報システム管理課は、システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部に適宜報告するとともに、庁内に周知する。

○地方局

- ① 発災後、登庁した各庁舎職員は、情報システム機器等の物的被害を確認し、物的被害状況を各庁舎の幹事課に報告する。
- ② 各庁舎の幹事課は、情報システム機器等の物的被害状況を県庁の情報システム管理課及び東予地方本部に報告する。
- ③ 東予地方本部は、情報システムの被災状況及び復旧見込みについて、災害対策本部へ適宜確認する。



5.9 通信（電話・FAX・電子メール等）

被害想定

- ・一般電話は、発災後1週間程度は輻輳によりつながりにくいと想定
- ・庁内LANが復旧するまで電子メールによる通信はできないと想定

5.9.1 現状

①電話回線

西条庁舎の電話交換設備は、約2～3時間継続使用できるバッテリーを備えているほか、庁舎全域用予備発電装置からも電力が供給されるため、停電時においても庁舎内全ての内線及び外線電話は使用可能である。ただし、外線電話は一般電話と同様に輻輳の影響でつながりにくい状況になると想定されるが、災害時にも輻輳の影響を受けにくく、発信が可能となる災害時優先電話を4回線確保している。

また、各執務室に設置しているFAXは、非常用電源が設置されてある執務室のみ使用可能であり、他の執務室の職員は当該FAXを使用することとなる。

一方、西条第二庁舎及び今治庁舎については、庁舎全域用予備発電装置がないため、停電時に、電話機及びFAXを使用することができないほか、全庁舎について、電子メールの使用は、庁内LANシステムの復旧を待つこととなる。

なお、西条庁舎の防災対策室及び今治庁舎の総務県民室には衛星インターネット機器が導入され、それぞれ衛星系に接続できるパソコンが1台あり、インターネット閲覧・メール利用が可能であるほか、災害用Wi-Fiにより、端末機等を移設したネットワーク利用も可能である。

②防災通信システム

県では、災害時に県と県内市町等との情報伝達・収集手段を確保するため、地上系と衛星系の2ルートの防災通信システムを整備しており、県庁からの一斉通報、電話、気象データ・災害映像配信等の機能を有している。

（ 地上系：ブロードバンドによる有線通信と全県移動局による無線通信
衛星系：地域衛星通信ネットワークによる衛星通信 ）

地上系及び衛星系設備は、西条庁舎の防災対策室、西条第二庁舎の農業振興課のほか、今治庁舎の総務県民室及び四国中央庁舎の四国中央土木事務所に設置されている。

停電時にも対応できるよう、専用の非常用発電設備による非常用電源を確保しており、発災直後から県庁・地方局、市町、消防等の防災関係機関への双方向の電話、FAX等での連絡は可能である。

【防災通信システム通信可能機関一覧】

回線種別	通信可能機関（双方向）	備考
地上系 (20回線)	県〔本庁、地方局・支局、総合庁舎、出先機関（病院、ダム、発電所等）〕、市町（本庁）、組合 消防、防災機関（自衛隊、海保、気象台、伊方発電所）	FAXは下線機関のみ
衛星系 (20回線)	県（本庁、地方局・支局、総合庁舎）、市町（本庁・支所）、消防〔単独消防（上島除く）、組合消防〕	全ての機関でインターネット等可

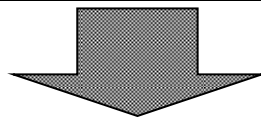
※ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、27～28年度に既存システムを更新整備し、耐災害性を向上させており、既存の有線や地域衛星通信ネットワークに加え、大容量の地上無線を新たに整備したほか、県（本庁、地方局・支局）に設置していた衛星インターネットを市町等へも拡充整備した。

なお、地域衛星通信ネットワークについては、県庁は現行機能を維持するが、市町等については映像受信機能のみに変更した。

また、28年度以降の災害情報の集約、共有、県民への情報発信は、災害情報システムを活用している。

5.9.2 課題及び対策

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間への連絡発信は、輻輳の影響を受けない災害時優先電話を使用することとなるが、回線数が限られているため、優先電話設置場所の周知や使用方法（各部への割り当て）について検討しておく必要がある。 ・ 停電時には、防災通信システム以外のFAXのほか、庁内LANを利用した電子メールや回覧板による通信手段の確保が不可能となる。
----	---



対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時優先電話の設置箇所を職員に周知するとともに、非常時優先業務の業務数等を考慮し、各部への割り当て等をあらかじめ検討する。 ・ 執務室設置のFAXや庁内LAN等情報システムを継続運用させるため非常用電源を確保する。 ・ 通信事業者に対して、災害時における優先的な復旧を要請する。
----	--

5.9.3 その他

発災時には停電や電話の輻輳により、通信手段が制約される中でも、次のとおり継続して使用可能な通信連絡方法により、関係機関との連携を図りながら情報収集活動等の災害対策業務に取り組んでいかねばならない。

- ① 県災害対策本部、中・南予の地方本部及び支部への連絡は、西条庁舎防災対策室及び今治庁舎総務県民室の衛星インターネット系の電話及びメールにより行うことができる。
- ② 国、市町及び防災機関への連絡は、防災通信システムによる電話・FAXを使用するが、回線数が限られていることから、必要に応じ使用制限を行う。
- ③ FAXは非常用電源が設置されている執務室（総務県民課、防災対策室、管理課）のものが引き続き使用可能であるが、台数に限りがあることから使用は必要最小限となる。
- ④ 民間団体など外部への連絡は、各部に割り当てられている災害時優先電話（輻輳の影響を受けないのは発信の場合のみ）を使用する。
- ⑤ 必要に応じ輻輳の影響を受けにくい携帯電話メールや携帯無線機も活用する。
- ⑥ 被害状況等の県民の広報については、庁内LANが復旧するまでホームページによることはできないため、報道機関や市町と連携を図りながら対応する。

5.10 来庁者への対応

被害想定

- ・勤務時間中に地震が発生した場合、来庁者の負傷や帰宅困難者が出る可能性がある。
- ・勤務時間外であっても庁舎外（庁舎付近）の帰宅困難者や津波避難者が庁舎内に流入する可能性がある。

【来庁者への対応方針】

① 避難場所の指定

来庁者用の避難場所は、西条及び今治庁舎は1階に設置されている県民相談プラザとするが、被災により同所が使用できない場合や多数の来庁者のため県民相談プラザに収容できない場合など状況に応じ、庁舎管理課（室）は非常時優先業務の妨げにならないよう、速やかに庁舎内に来庁者用の避難場所を指定し、庁内に周知する。

なお、津波警報等が発表された時は、庁舎管理課（室）は直ちに浸水想定を参考にして、上層階の安全な場所を確保し、庁内に周知する。

② 来庁者の誘導

来庁者については、非常時優先業務の妨げにならないよう、一旦庁舎内の指定した避難場所に案内し、庁舎周辺の安全が確認された後に、庁舎外（避難所等）への移動を依頼する。

なお、津波警報等の発表中は、庁舎外への移動が危険である旨の周知を行う。

③ 帰宅困難者への対応

庁舎外（庁舎付近）の帰宅困難者については、原則、近隣の避難所へ移動するよう勧めることとするが、近隣の被災状況等から受け入れる場合には、庁舎内に指定した避難場所に一時案内し、庁舎周辺の安全が確認された後に、庁舎外への移動を依頼する。（津波避難者にも、同様の対応とする。）

④ 負傷者への対応

負傷者の付近に居合わせた職員は、移動させることが困難な負傷者や急病人については、救急・救命措置、応急手当など必要な措置を速やかに行うものとし、医療機関による手当が必要とされる負傷者や急病人については、消防へ連絡し、医療機関への引き渡しを行う。

【庁舎周辺の指定避難所及び指定緊急避難場所】

西条庁舎**○指定避難所 兼 指定緊急避難場所**

西条小学校（指定避難所は校舎・体育館）※津波時は建物2階以上に限る
（西条市神拝乙112 TEL 0897-56-3117）

西条高等学校（指定避難所は校舎・体育館）※津波時は建物2階以上に限る
（西条市明屋敷234 TEL 0897-56-2030）

○指定緊急避難場所

喜多川公園 ※津波時は使用不可
（西条市喜多川752）

西条第二庁舎**○指定避難所 兼 指定緊急避難場所**

丹原高等学校（指定避難所は校舎・体育館）
（西条市丹原町願連寺163 TEL 0898-68-7325）

周布小学校（指定避難所は校舎・体育館）
（西条市周布1521番地 TEL 0898-68-7116）

今治庁舎**○指定避難所 兼 指定緊急避難場所**

旧日吉小学校
（今治市南宝来町1丁目6-1 TEL 0898-36-1611）

中央公民館
（今治市南宝来町1丁目6-1 TEL 0898-32-2892）

5.11 業務資源確保の発災時の対応

業務を継続していく上で必要な資源を確保するための発災時の対応を時系列に示すと次のとおり。

時間経過	対応手順
発災直後	○勤務時間内に発災した場合 ◇職員・来庁者の負傷者対応・避難誘導 →職員・来庁者等の負傷・閉じ込めを救助し、応急措置 →火災発生や庁舎倒壊の危険がある場合は屋外へ避難。余裕のある場合に限り、重要データ等を携帯して持ち出す。 →屋外への避難の必要がない場合は、来庁者を庁舎内に設置する避難場所へ一旦誘導し、周辺の安全確認後に庁舎外への移動を依頼 ◇火災への対応 →火災があれば、119番通報した上で、庁舎管理課（室）の指示に基づき可能な限り消火活動を行う
	◇庁舎等の被災状況確認及び二次災害の防止 →庁舎管理課（室）は速やかに庁舎等の被災状況を確認し、二次災害を防止するため、庁舎等の利用上の注意点等について庁内に周知 →各所属は執務室の被災状況を幹事課を通じて東予地方本部へ報告 →給排水管の安全確認までトイレ使用不可のため、ポータブルトイレ等を確保 ◇執務室及び会議室等の片付け →執務室を片付け、執務スペースを確保 →庁舎管理課（室）の指示に基づき、会議室等共用スペースを片付け ◇庁内LAN等情報システム及びコピー機等機器類の被災状況の確認 →速やかに被災状況を確認するとともに、使用困難な場合は保守点検要員の確保又は確保依頼のための報告を速やかに行い、早期の復旧を図る。
数時間 ～ 1日	◇代替執務室の移転 →庁舎の被災状況確認後、執務室の使用が困難と判断された場合は、庁舎管理課（室）は代替執務室を指定し、該当部へ移転を指示 →代替執務室への移転を指示された部は、速やかに移転し、業務を再開 ◇電力の確保 →非常用発電設備の継続使用を可能とするため、補給燃料を確保 →状況により、電気事業者へ停電の優先的な復旧等について要請 ◇飲料水等の確保 →職員用の飲料水等の確保及び配分
	◇庁内LAN等情報システムの復旧 →復電後から保守点検要員による復旧作業が開始され、機能別に順次復旧 →東予地方本部は、復旧状況及び復旧見込みについて、災害対策本部へ確認するとともに、庁内へ周知

第6部 発災前の防災対応

6.1 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

【国】

現象発生	① 想定震源域またはその周辺で、M6.8以上の地震が発生 ② 通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性 ③ その他、プレート境界の固着状態が変化した可能性		
5～30分	南海トラフ地震臨時情報（調査中）		
最短2時間	半割れの場合 臨時情報 <u>（巨大地震警戒）</u>	一部割れまたは ゆっくりすべりの場合 臨時情報 <u>（巨大地震注意）</u>	臨時情報 （調査終了）



【県】

県災害対策本部会議または県災害警戒本部会議の開催		
体制	<ul style="list-style-type: none"> ○「半割れケース」では、1週間は災害対策本部体制 ○その後1週間は、原則として災害警戒本部体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○「一部割れケース」では、1週間は災害警戒本部体制（原則）又は災害対策本部体制（例外） ○「ゆっくりすべりケース」では、すべりが収まるまで災害警戒本部体制
<ul style="list-style-type: none"> ○防災危機管理課 <ul style="list-style-type: none"> ・国の指示事項、災害対策本部会議等の開催結果を直ちに市町等に連絡 等 ○関係部局 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する施設等の点検 ・大規模地震発生後の応急対策の確認 等 ○県民に対して、今後の備えについて呼びかけ <ul style="list-style-type: none"> ・家具の固定 ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家庭における備蓄の確認 など 		



【市町・住民】

1週間	<ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生で避難完了できない住民及び要配慮者は事前避難 ・地震の備えの再確認 ・自主避難 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の備えの再確認 等※
2週間目	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の備え再確認 等 	—
2週間以降	—	—

6.2 風水害に関する気象情報等の発表時の防災対応

県は、風水害に関する気象情報が発表された場合は、その情報の内容に応じて次の通り対応することとしている。

	設置基準	参集基準	配備基準
警戒体制又は警戒準備体制	①県内に大雪に対する一層の警戒を呼びかける情報が発表されたとき	①県民環境部防災局職員 ②地方局総務県民課職員 ③関係課職員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害警戒本部	①県内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき（波浪、大雪、高潮警報を除く） ②その他知事が必要と判断するとき	初期の情報収集活動を実施するために必要な人員	同左 ※災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
災害対策本部	①県内に気象業務法第13条第2項に基づく特別警報が発表されたとき ②相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③その他知事が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員	同左

第7部 事前に実施すべき主な対策の取組方針

発災時に東予地方局も被災し、業務資源に制約を受けた場合でも、業務を継続していけるよう、事前に実施すべき主な対策を次の取組方針に基づいて、計画的に実施していく。

《取組方針A》 速やかに取り組んでいく対策

資源名	対策内容	取組内容	担当
職員	防災メールの登録推奨 携帯メールアドレス一 覧表の作成	職員の被災状況や出勤の可否を迅速に把握し、業務執行体制を確保するため、携帯電話を所有しているものの防災メール未登録の職員に登録を推奨する。 発災時にはメールによる通信の可能性が高いことから、職員の理解を得て、携帯電話のメールアドレス一覧表を紙ベースで作成する。	各所属 全職員
	参集困難職員の代替参 集庁舎の調査	非常時優先業務遂行に必要な人員確保のため、公共交通機関の途絶等により長期間所属庁舎への参集が困難とされる職員の代替参集庁舎を確認し、庁舎間で情報共有のうえ人員確保に努める。	各所属
	決裁者不在の場合の複 数決裁者の代理順位の 決定	決裁者の不在に備え、地方局事務決裁規程で決裁者に複数の職員が表記されている場合、代理順位を決定しておく。	各所属
庁舎	庁舎等の被災状況確認 マニュアルの作成 (給排水管、エレベ ータ・空調を含む)	庁舎、上下水道配管及びエレベータ・空調の被災状況を確認するための実施手順等を示したマニュアルを作成することにより、速やかな資源使用の可否判断を行うなど、二次災害の防止に努める。	総務県民課 庁舎管理課 (室)
	代替執務先移転時の持 ち出し書類等の特定	代替の執務先へ移転しなければならない事態に至った場合を想定し、持ち出し書類等を特定しておく。	各所属
執務環境	ロッカーの上など高所 への書類や荷物の保管 禁止	ロッカーの上など高所に、書類や荷物等を置かないよう徹底するとともに、夜間の発災に備えて懐中電灯等の保管場所を共有しておく。	各所属 全職員
	ロッカーやパソコン等 の転倒及び窓ガラスの 飛散等の防止	ロッカーやパソコン等の転倒及び窓ガラスの飛散等に伴う業務の開始遅れや停滞を防ぐため、転倒等防止対策の実施率の向上を図る。	各所属 総務県民課 庁舎管理課 (室)
情報システム	非常時優先業務の手作 業等による代替処理方 法の策定	公金の支払いなど、非常時優先業務については、パソコン、プリンター等を使用しない手作業等による代替処理方法を決めておく。	各所属

資源名	対策内容	取組内容	担当
情報システム	重要データのバックアップと複数職員での共有化	非常時優先業務に関わるものなど共有すべき重要なデータについては、外部記憶装置による必要最小限のデータのバックアップ等を検討するとともに、複数職員での共有化を図る。	各所属
通信	非常時優先電話の配備先等の検討	東予地方本部体制や非常時優先業務量等の実態に即した、災害時優先電話の配備先等の検討を行う。	総務県民課 庁舎管理課 (室)

《取組方針B》 中期的（数年以内）に取り組んでいく対策

資源名	対策内容	取組内容	担当
庁舎	西条庁舎・西条第2庁舎・今治庁舎の代替施設の追加検討	津波浸水被害や液状化等により各庁舎が使用できない場合を想定し、官公庁・民間を含めた新たな代替施設を検討しておく。	庁舎管理課 (室)
	今治庁舎の耐震補強	被災により使用困難と想定される今治庁舎については耐震診断を実施し、耐震診断結果に基づき耐震補強等を検討する。	庁舎管理課 (室)
電力	西条庁舎全フロアの執務室及び情報システムの非常用電源の確保	停電時においても業務を継続できるよう、西条庁舎全フロアの執務室（一部は電源確保）及び庁内LAN等情報システムの非常用電源を確保する。	総務県民課
	西条庁舎全域用予備発電装置の燃料タンクの拡大等	津波被害等により地下燃料タンクからの燃料供給が途絶しても庁舎全域用予備発電装置が長期間運転できるよう対策を行うとともに、燃料タンクの増設又は容量を拡大する。	総務県民課
	西条庁舎以外の庁舎への庁舎全域用予備発電装置の設置	停電時においても業務を継続できるよう、西条庁舎以外の庁舎全域の執務室及び庁内LAN等情報システムの非常用電源を確保する。	庁舎管理課 (室)
備蓄品	職員用の食料及びポータブルトイレ等の備蓄品の確保 (コピー用紙、文具等を含む)	業務を継続していくうえで必要な備蓄品・必要数量をリストアップし、計画的な備蓄を図る。	総務県民課 各所属

《既に取り組んでいる対策》

資源名	対策内容	取組内容	担当
電力	非常用発電設備の燃料補給体制の確保	H29.3月に愛媛県石油商業組合との「災害時における自動車の燃料等の調達及び帰宅困難者等の支援に関する協定」を見直すとともに、非常用発電設備等の燃料補給体制を確保している。	総務県民課 庁舎管理課 (室)
情報システム	情報システムの被災状況確認及び復旧マニュアルの作成	H26.3月に情報通信分野の視点で必要とする措置や各種対策を定めた「愛媛県ICT分野の業務継続計画（愛媛県ICT-BCP分野の業務継続計画（愛媛県ICT-BCP）を策定し、速やかな業務資源の確保を図っている。	情報システム管理課

第8部 計画の維持管理及び推進

8.1 訓練の実施

8.1.1 訓練の目的

訓練等を通じて、職員が業務継続の重要性や災害時における各自の役割を認識することで、東予地方局の組織的な対応力の向上を図る。

8.1.2 定期的な訓練の実施

人事異動や組織改正等による職員の役割変更及び新たな課題の洗い出しや計画の検証のため、定期的に訓練を実施する。

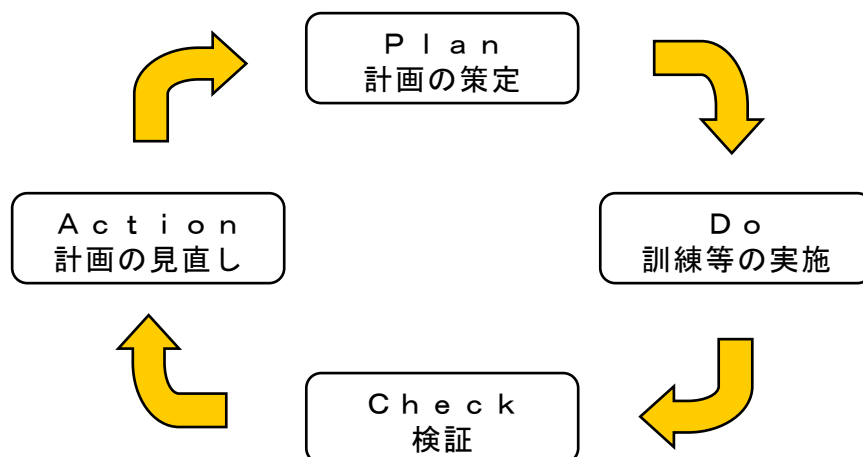
8.1.3 訓練の例示

徒歩参集訓練
停電時対応訓練
初動対応訓練
職員安否確認訓練 など

8.2 業務継続計画の推進

8.2.1 業務継続計画のマネージメント

定期的な訓練や検証作業を通じた計画の問題点の発見、組織改正及び施設設備等の改善等に伴い、Plan（計画の策定）、Do（訓練等の実施）、Check（検証）、Action（計画の見直し）といったPDCAサイクルを通じて、計画の持続的改善を行う業務継続マネージメントを推進する。



8.2.2 業務継続マネジメントの推進体制

業務継続マネジメントは総務県民課防災対策室及び今治支局総務県民室が中心となって実施することとし、必要に応じて局内全体分の見直し等を行うものとする。

8.2.3 業務継続計画の実効性の確保

- (1) 本計画で明らかとなった業務継続上の課題を克服し、東予地方局としての責務を果たすことができるよう『事前に実施すべき主な対策の取組方針』等に基づき、着実に対策を実施していく。
- (2) 市町や関係機関に対して、業務継続計画の普及・策定の働きかけに努め、管内全体の災害対応力の向上を図っていく。

参 考

発災時の対応手順フロー図

